

令和6年第9回安平町議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月19日（木曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和6年12月19日（木曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔
9番 内藤 圭子	10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁
12番 多田 政拓		

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 井内 聖
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	総務課長 岡 康弘
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小板橋 憲仁
水道課長 佐々木 貴之	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 村上 純一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第2号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		一般質問
日程第2	令和6年第7回安平町議会定例会認定第1号	令和5年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第3	令和6年第7回安平町議会定例会認定第2号	令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第4	令和6年第7回安平町議会定例会認定第3号	令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第5	令和6年第7回安平町議会定例会認定第4号	令和5年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第6	令和6年第7回安平町議会定例会認定第5号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第7	令和6年第7回安平町議会定例会認定第6号	令和5年度安平町水道事業会計決算の認定について（決算審査特別委員会報告）
日程第8	議案第1号	安平町都市計画マスタープランの策定について
日程第9	議案第2号	刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第10	議案第3号	安平町営土地改良事業分担金徴収条例の制定について
日程第11	議案第4号	安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第5号	定住自立圏形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
日程第13	議案第6号	安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）の指定管理者の指定について

日程第14	議案第7号	令和6年度安平町一般会計補正予算(第10号)について
日程第15	議案第8号	令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
日程第16	議案第9号	令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について
日程第17	議案第10号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について
日程第18	議案第11号	令和6年度安平町水道事業会計補正予算(第4号)について
日程第19	議案第12号	令和6年度安平町下水道事業会計補正予算(第4号)について
日程第20	議案第13号	安平町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第14号	令和6年度安平町一般会計補正予算(第11号)について
日程第22	議案第15号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について
日程第23	議案第16号	令和6年度安平町水道事業会計補正予算(第5号)について
日程第24	議案第17号	令和6年度安平町下水道事業会計補正予算(第5号)について
日程第25	意見案第1号	選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書(案)について
日程第26	意見案第2号	米不足と価格高騰への対策を求める意見書(案)について
日程第27		議員派遣の件について
日程第28		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第29		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第30		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問 ～ 日程第19 議案第12号

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

3番	小笠原 直 治
7番	三 浦 恵美子

会 議 の 顛 末

◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君） おはようございます。

只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第1、一般質問を行います。

7番三浦恵美子議員の一般質問を許します。

【通告No.6 7番 三浦 恵美子】

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 三浦です。よろしく申し上げます。まず初めに自衛隊の募集事務について伺います。

1つ目、自衛隊の主たる任務について、町の認識を伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 自衛隊に関しては自衛隊法第3条1項に我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ公共の秩序の維持にあたるものとするとして規定されており、我が国を防衛することが主たる任務であると認識をしています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 自衛隊のサービスハンドブック、これ人事院教育局の幹部職員用の資料に書いてあるものなのですが、サービスの本旨は自衛隊法第52条に

規定されている隊員が任務を遂行する上で最も大切なのは各自が任務を完遂するという気構えである。いかに編成・装備が整備されていても自衛隊が精強でなければ有事の即応の体制をとることはできない。直接侵略、間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とする自衛隊にあつては隊員がその行動において必然的に生命の危険を伴うため、極めて強い精神力が必要とされるとされています。自衛隊は賭命義務が課せられていて上官には絶対服従の規律がある、そういう特殊な部隊なのですが、以前は自衛隊は攻められた時だけ防衛するところだったのですが、自衛隊は設立当初、専守防衛を掲げて設立されたのですが、2007年辺りから変わってきまして、2015年には安保法制が成立されて例えばアメリカが攻められた時にも日本の自衛隊は行って一緒に攻撃しなければいけないといったところでそういうふうに変わってはきているのですが、命の危険を伴う任務が主であるという、そういう認識は安平町としてはありますか。その辺を伺います。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 個別の感想という部分ではなく、我々の方としては自衛隊法第3条第1項に規定する自衛隊の任務というものは先ほども申し上げたとおり我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とされていると。その後に規定に続く必要に応じ、公共秩序の維持にあたるものとするという規定。また、追加された第2項に規定されている主たる任務の遂行に支障が生じない限度において別の法律で定めるところにより行われる重要影響事態に対して行う後方支援活動並びに国際平和協力業務、国際緊急援助活動、国際平和共同対処事態に対して行う協力支援活動などが従たる業務ということで位置づけられていまして、これら主たる業務と従たる業務を合わせて本来業務として呼ばれていると認識しています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 後方支援も直接戦争が始まった時には後方から支援をするというところで命の危険を伴うということだと思っております。では自衛隊の国際法上の地位はどのように認識されていますか。

○議長（多田政拓君） 三浦議員に、この一般質問の通告であれば主たる任務についての問いなので今の質問はそぐわないと思いますが。

○7番（三浦恵美子君） わかりました。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 私から、では言います。主たる任務は防衛だと認識されているようですが国際法上は自衛隊は軍隊として扱われており、これは国会の防衛省の方でも認めていらっしゃる事なのですが、あくまでも防衛で命の危険が伴わない任務であると、そのような認識でいられるかどうかもう1回お願いします。

〔岡総務課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課長。
- 総務課長（岡康弘君） ご質問の趣旨がいまいち飲み込めてないのですが、自衛隊で活動される隊員さんが命の危険をさらしながら業務をしているかというご質問だとすれば、事態によってはそういう認識になろうかと思えます。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） では次の質問。自衛隊への名簿提供を安平町は行っていると思うのですが、こちら18歳と22歳の個人情報をごどのような形で何件分行われているかをお願いします。

〔岡総務課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課長。
- 総務課長（岡康弘君） 自衛隊への名簿提供方法については、毎年自衛隊札幌地方協力本部苫小牧出張所からの依頼に応じて、記録によれば平成27年度までは税務住民課において住民基本台帳の一部の写しの閲覧で行っていましたが、平成28年度以降は当該情報を紙媒体により提供しているところで、直近の情報提供にあたっては当町の住民基本台帳登載者のうち令和6年度中に18歳になる方62名、22歳になる方54名の計116名の情報を提供しています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） では、この名簿提供を行う根拠についてあれば伺います。
- 総務課長（岡康弘君） 3番の質問ということによろしいですか。

- 7番（三浦恵美子君） すみません、もう1回言いますね。自衛隊募集の18歳、22歳の情報を自衛隊へ提供するに至った経緯とその根拠を伺います。

〔岡総務課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課長。

- 総務課長（岡康弘君） 自衛官及び自衛官候補生の募集事務に関しては地方自治法第2条第9項及び地方自治法施行令の別表により自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条の規定が国から法定受託事務とされていることから従前より町広報等による自衛官の募集記事の掲載、また、役場の庁舎内の掲示板に自衛官募集ポスターの掲示なども含めて法定受託事務として実施しています。自衛官等の募集事務のうち住民基本台帳の登載者の一部の情報提供については平成27年度まで住民基本台帳法の第11条第1項の規定に基づき台帳閲覧で対応していましたが、平成27年3月に総務省からの通知として自衛隊法施行令第120条の規定により防衛大臣が募集に関し必要となる情報を市区町村長に対して求めることができるとの見解がなされましたことを受け、当町では平成28年度分の対象者から住民基本台帳の一部である氏名、生年月日、性別及び住所の4情報を抽出し、その写しを紙媒体として提供しているものです。なお、個人情報の関連として当該募集事務は地方自治法で定められた法定受託事務であり、令和5年3月までは旧安平町個人情報保護条例第9条第1項第2号の規定に基づく法令等の規定に基づく時という規定を適用したものです。また、令和5年4月以降は統一された個人情報の保護に関する法律第69条第1項の規定に基づく法令に基づく場合という規定をもってこれを根拠に国に対して外部提供しています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。

- 7番（三浦恵美子君） では令和3年2月5日に防衛省と総務省連名で出されたこの文書がスタートで提供を始めたということではないということ、それ以前からやっているということですね。こちらの文書には自衛官募集に関する個人情報の提出を市町村長に求めることができる、できると書いているだけでこれは義務ではないはずなのですよね。自衛隊法97条1項、自治体の長が募集に関する事務の一部を行うと定めていますが、その具体的な内容は一切まだ書かれていないのですよね。それで去年11月16日の外交の防衛委員会で山添拓参議院議員が質疑したのですが、このように聞いたのです。住民基本台帳法上、防衛省、自衛隊が市町村長に対して本人確認情報を請求できるのは11条に基づく閲覧の請求だけですかと聞いたのですよね。そうしたら防衛省も請求できるのは閲覧のみですと認めたのですよね。なので閲覧のみに

留めている市町村が多いと思うのですが、そちら求めに応じて28年以降早い時期に提供に至ったその根拠は今この法上の根拠でやったということをおっしゃっていただいたのですが。ただ単純に求めに応じて、はい出しますって法律の根拠も示されたので出しますとやったのか、他に何かあったのか。閲覧で留めるところも多い中、それはどういうことだったのかということなのですが、近隣の自治体もむかわ町と厚真町は閲覧です。苫小牧市ももともと前は提供していたのですよね。15歳の名簿まで出していたのですが、こちらは議会の質問によって閲覧に戻しています。うちはすごい早い段階で出しているのですが、ここら辺の防衛省の方の委員会の質問で閲覧って防衛省は認めたのですが、そこら辺のところの認識を、ちょっと違うのかなと思うのですが、どう思われるか。命の危険が伴う業務に対して提供を行うということはどういうふうに思われるかお聞きしたいのですが、いかがですか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 後段の質問に対しては事務方として答えることができないかなと思います。まず、強制力の適用、自衛隊募集事務が強制ではないというお話がありましたが、我々事務方としては一般的な法定受託事務については、国が本来果たすべき役割を地方公共団体に委任して行わせるべきものであるということで、本来であれば法律に基づいたり政令に基づく法定受託事務の処理に関しては当該法定受託事務を処理するための基準というものが定められると。なのですが、その自衛隊法及び施行令に基づく自衛隊募集事務に関してはこのような処理基準の定めは無いと認識しています。住民基本台帳の一部の写しの提供は法制化されているものではなく、政府による過去の国会答弁でも強制ではないとされていますが、一般的に法的受託事務とされている以上、地方公共団体は法律に基づいてこれに遵守し事務を行うべきと考えています。なお、法律に詳細の定めはありませんが、先程来から三浦議員がご指摘のとおり、防衛省と総務省の連名により令和3年2月5日に通知がなされていて、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて住民基本台帳上特段の問題を生じるものではないとの見解。更に自衛隊法施行令120条に規定する資料というものには住民基本台帳の一部の写しの提供が含まれていると解されています。関連ですが、国会において防衛省としてこの自衛隊法に基づく募集事務に関して都道府県知事または市町村長に対して資料の提供を求めている一方で、これを強制するものではないという答弁がなされていることも認識をしています。これは地方分権一括法が施行されました平成12年以降、国と地方における従来の上意下達の関係から回答という立場に変革があったものに伴うものとして認識しているもので、地方自治法において募集事務が法定受託事務として定められ、防衛省の方から住民基

本台帳の一部の写しを紙またはデータで提供することに問題が無いという技術的助言が発出されている以上、地方公共団体としては他の選挙事務ですとかパスポート事務、裁判員の抽出といった事務と同様に法令に従い事務を行うことが必要であると認識しています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） すみません。2件目の質問で件数は伺ったのですが、電子データか紙データかというのがお答えいただけたかどうか記憶に残っていないので。それと、あとは令和3年度2月5日の文書で特段募集に関し必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて住民基本台帳法上特段の問題が生じるものではないとお答えいただいたのですが、これは本当にそうなのかという私は疑問があるのが1つと、認識の違いだと思いますけど。あとはこれ厚生労働省の提言なのですが、新規学校卒業者の就職はその将来を左右する重要な問題であり、学校における教育や家庭、地域社会における社会的啓蒙の過程において十分な配慮が必要で新規学校卒業者が就業に対する知識経験の乏しいことから適正と能力に応じた職業選択ができるように就業指導を計画的に行う必要があると。そういうふうに指摘がされていて、ここに書かれているのは生徒の家庭に訪問しないこと。2つ目は商業紹介は学校を介して適切な方法で行われ、直接関与する行為は認められないこととなっているのですが、実際は全国で自衛隊が対象者のお宅に訪問した事例やハガキが届いて自衛隊に入りませんかという募集事務ですからそういうのですが、そういうことが行われているのですが、厚生労働省としてそれは駄目だって言っているのですが、この3点について町の認識をお答えお願いします。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 資料については紙データでの提供となっています。その後段のご質問ですが、まず厚労省の見解についてしっかりと認識はしていませんが確か学生の募集ということで、その勧誘の方法についてのご答弁だったかなと記憶していますが、実は自衛隊募集事務に関しても自衛隊学校の生徒の募集の事務と自衛官としての募集の事務については、自衛隊法の中で規定が分かれています。まずは自衛隊では自衛隊法の第29条第1項と35条の規定に基づいて自主的な隊員の募集とは別に各種自衛隊学校の募集の遂行に関しては住民基本台帳の記載事項の写しの閲覧で行っています。これは当町も実施しているところでして、住民基本台帳法の11条第1項に基づき関

覧請求があった場合に閲覧による個人情報提供を希望しない方、こちらは対象除外することなく閲覧で対応させていただいています。今ご質問があったのは、我々は120条の規定に基づく自衛官の募集事務に対しては紙データで提供をしているもので、それ以外の自衛隊の学校の勧誘に関しては現在自衛隊の方で閲覧で提供しているという状況です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 今私が言った学生というのは一般的な新卒者とか高校生に対する閲覧。それは120条で閲覧ではなく提供しているということですよ。一般的な62名、54名、計116名は。そういうことですよ。そうしたらそれは自衛隊法上の、厚生労働省のこの文章からしたらここは駄目なのではないかなって思うのですけど。そこら辺の認識は私と違うのでしょうか。確認させてください。

〔岡総務課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課長。
- 総務課長（岡康弘君） 論点を整理したいのですが。我々は事務として自衛隊法施行令120条に基づく自衛官の募集に関する事務については法定受託事務に該当しており、法律にその詳細の規定はありませんが、その住民基本台帳の一部の写しというものは求めている資料に該当するから法定受託事務として実施をしているというものでして、これが相手が自衛官だからとかそういうものではなく、法律の規定に基づいて実施をしているというのが町の認識です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） ただ明確な明記がない限り防衛省も認めているのですから閲覧のみに留めるのがいいのかなと思うのですけど。この議論はまた後ほどさせていただきたいと思うのですが。まず先に4番の方を聞いてしまいます。4番、自衛官募集対象情報の除外申請について。周知方法と申請件数について伺います。

〔岡総務課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 安平町では本年1月に他の自治体の事例も踏まえて自衛官の募集事務にかかる募集対象者、情報の除外申請要綱を制定しまして、本年2月の広報において6年度中に18歳及び22歳になる対象町民へ除外申請の適用に関し記事掲載を行い、町ホームページにも同様の情報を掲載し周知を行ったところです。なお、除外申請を行った町民はありませんでした。0人です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では除外申請を始めたのは今年の2月からという認識でよろしいですか。0件。多分町報を見た人も例えばホームページをたまたま見た人も何のことを言っているのかさっぱりわかっていないと思うのですよ。対象の方がさっぱり何もわかっていない状態で自衛隊に知らないうちに提供されるのではないかなとそういうふう思うのですよね。それで知らないうちに提供されて、いきなり例えばですが自衛隊の方が家に来てあなたどうですか自衛隊に入りませんかっていきなり言われたらびっくりするしおっかないのではないかなと今の時期そう思うのですけど。そういうことがあるかもしれないと思いながら提供を行っているのか。ただ単に法定事務だからやっているという認識なのか。この2点お願いします。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） まず、周知方法ではなかなか不十分ではないかというご指摘かと思いますが、対象者に対する周知方法については現状当町が有している告知媒体を使用したものですが、これに一定程度の限界があるということは承知をしています。こちらの議員からのご質問も受けまして内部でも協議をしていますが、これは全ての町政情報に言えることなのかなとも思いますが、広報紙面やホームページ上の見せ方といったものもちゃんと工夫を行い、多くの町民が認知しやすい情報の在り方を追求していきたいと考えています。後段のご質問で、認識としては町としては能動的に個人情報を出しているのか、それとも法定受託事務として出しているのかというどちらなのかというご質問ですが、これは後者の法定受託事務だから提供しているというものです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） では例えば提供された方々、今年もう締め切っていますよね多分。提供されました、提供された方が知らないうちに提供されて例えばさっき言ったように個人宅に来たとか、ハガキがいきなり届いたとかってこれどういうことですかみたいに言われた時に、町としてはどうやって説明をするのか。問題は無いとさっき書かれていますとおっしゃっていましたが、そこら辺はどういうふうに町民や対象の方に説明していかれるのか、その辺お願いします。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 先ほども若干触れたかと思いますが、町としてこの個人情報情報を国に対して提供するという事務はこの自衛官の募集だけではなく、ご承知で皆さんよくわかるのは裁判員の市町村の抽出とか、検察審査会の審査員といったものの事務についても法定受託事務として定められていて、町の保有する個人情報情報を外部に割り当てとして提供するというものですので、どのように町民に説明するかと申し上げれば、先程来申し上げています自衛隊法施行令の120条の規定に基づいて個人情報情報を提供していますというご説明になろうかと思えます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 法律だからやりますなのですが、裁判員裁判や検察官の審査会の事務に対してとは内容、性質が違うのではないかなと思うのと、明確な定めが無いということで、せっかく安平町が子育て支援頑張ります、安平町を町として子育てをしますと言ってやっとな大人になったなと思ったら今度は自衛隊に入って名簿提供して、それがきっかけで自衛隊に行きますとって昔は良かったと思います、自衛だけだったから本当に。集団的自衛権が無かったのでよその国に行って自分の国が巻き込まれていなくても戦争に行くようなことはなかったのですが、今ちょっと色が変わってきているので、提供する名簿の性質も違うのではないかなって思うのですが、そこら辺のところは町民わかっていないと思うのですが、どう町として思っているのかをお願いします。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 繰り返しの答弁になって恐縮なのですが、我々として

は提供する先で使われる情報がどのようなもので使われるかどうかで自治体によって判断が異なるということにするのではなく、あくまで法律で定められた事務を国からの求めに応じて提供しているということとして。その自衛官が今求められている業務といったものの中身を判断して提供しているものではないという認識です。一方、何度も議員の方からご指摘ありますが、法律上の規定が明確ではないというのは、これは認識は共通しているところとして、これが法的な解釈によって自治体がバラバラの取扱いをしている。これはマスコミの今の報道でもよく思うのですが、自治体がそれを判断して提供している提供していないということが問題なのではなく、法律上にしっかりとその内容が明記されていないことが自治体の判断を惑わしているものでして、他の自治体からは国に対してしっかりと協力がほしいのであれば明文化しなさいという要望を出している自治体も多いというふうに認識していきまして、これは町の判断ではなく国の事務としてきちんと法制化するべきだというふうに事務方としては認識しているところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほどから総務課長の方が答弁している総務省からの通知だったり防衛大臣としての考え方。また、これは私が町長に就任する前からずっと安平町は北海道の基地協議会の副会長を担ってきながら町内にも安平駐屯地、早来分屯地も有する、そういった自衛隊員の方も町民として生活を支えている。これまでずっと素地があり流れがあり、そこで認められてきたことでこの間ずっと自衛隊に対する募集事務にかかる様々な情報提供はしてきましたが、最近になりまして様々先ほどご指摘のようなことから閲覧のみに限定している自治体、更にはうちのように紙で、データで方式は内容によって分けていますが提供するという事で分けていることは承知しています。私としては自衛隊の協力会、更には父兄会もあって。今までは町内から出身の子どもさん、高校卒業して入隊される方の記念の会も催しながら毎年大体4、5名の新入隊員を送り出していました。ここ近年そういった応募者もゼロが続いているというところです。先ほどの山崎拓さんですか、国会中継もその時見ていたと思いますし、それ以外の国会中継も見る中でいろんな議論が国会でなされているのも承知をしていますが、町としての考え方ということも先ほど聞かれていました。私としては北海道胆振東部地震の際にも自衛隊の皆様方に最大限のご支援をいただきながらやってきている。そういったことも鑑みますと法的なことでの防衛・自衛というやりとりは先ほどありましたが、それ以外にも災害といった防災の関係でも自衛隊の果たしている役割は非常に大きくなってはいますが、なんぼ装備が優れてきても隊員が集まらなければそこは取り組みができないという話は防衛省のそれぞれ

幕僚長の方も話をされていました。私もそこはそのとおりだと思います。その法律で認められていないことまで、そこは当然我々の判断ではできないわけですが、これまでの長い歴史、安平町内においても50年を超える歴史がある自衛隊の町でもありますので、そういった募集環境の今の厳しさも背景にしながら町としてできる範囲で協力していくというのは、これは私としては必要なことだと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば町民の多くがこれ提供しないでくださいと言ったら考えるのかどうか1つと、あとはこれ町民の方が教えてくれたのですが、今の自衛隊は入隊の時に面接の時に、あなたは戦争へ行けますかと聞かれるのですよねってちょっと驚いたんだという話と、あと今の若い方たちは災害救助をしたくて、できると思って入るけれども実際は違ったと言って辞める方が結構いらっしゃる。災害救助に行ける方っていうのは少ないのでしょうかね。そこまで詳しくはわからないのですが、なので災害で助けてもらったからとか自衛隊の町だからっていうのは、わからなくもないのですが。命を賭けなさいと言われていたところに積極的に名簿提供、町民がわからない状態でするのはどうかと思うのが1つと、あとはこの除外申請についてですが、やらないよりはやった方が絶対いいのですが、申請すれば出さないでいてくれるのですからね。ただ、これはこの除外申請を行うことによって非暴力の価値観や反戦平和の思想信条をもって自衛隊を忌避する市民を積極的に炙り出す効果が伴うものであるから思想良心の自由、憲法19条の一つである沈黙の自由の侵害となって違憲になるのではないかという見解も出されているので、やっぱりこれは閲覧に戻して除外申請せずに済むようにやっていくべきではないかと私はそういう見解なのですが。そう考えていただけ、法律で決まっているから考えられないと言うかもしれないですけど、ぜひ町民から言われたら考えていただきたいと思うのですがいかがですか。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（岡康弘君） 除外申請の違法性についてはご答弁できませんが、まず住民の方で気持ち悪いから掲載しないでほしいという除外申請のシステムが本年1月からできていますので、これをなるべく多くの対象の方に見ていただけるような工夫を講じつつ、それに対応して除外申請の申請がありましたら当然提供する情報からは除外をさせていただくということです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 補足します。安平町民の多くが反対すればということもおっしゃっていましたが、私はそこはなかなか確認するというのは難しい事柄かと思いますが、先ほど繰り返しになりますが災害で能登の際にも第7師団が派遣しておりますし、本当に身近な道内の様々な旅団含めて災害時に行っているというのは多くの道民の方も承知していると思っています。また、日本さらには北海道だけを考えてみてもJアラートが鳴って子どもたちが登校時間にという、やはり北朝鮮の脅威がこの北海道というところがロシアもそうですが、国際情勢の動きというのは北海道の道民については強く感じている、関心も非常に高い地域であると思っていますが、自衛隊の方たちが例えば幹部の方が北海道に来た時に道民の方はいろんなところに行っても暖かく受け入れをしてくれているというところをいつも感謝されていますので、ですから全部、国内そういった状況ではないということも承知していますが、道内においては自衛隊に対する思いであったり受け入れ体制といったところを含めてきちんと積み上げてきた歴史があることも事実ではないかと思っていますので、私としては繰り返しになりますが、そういった観点から認められている範囲で協力をしてまいりたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 自衛隊は災害救助だけしていただけるという隊だったらいいのですが、自衛隊の方も亡くなってしまう可能性もあるわけで、そこもすごい心配なのですよね。それで繰り返しになって平行線になるので最後に紹介したいことがあるのですが、皆さんもご存知かと思うのですが奈良市の高校生が国と奈良市を訴えたのですこれ。自衛隊名簿提供の違憲訴訟という訴訟を起こしました。こちら現役の高校生が訴訟を起こしました。100万円だったかな。100万円の損害金の支払いを国家賠償法1条に基づいて請求した裁判なのですが。こちら訴えた原告の方とその家族のコメントを紹介して次に移りたいと思うのですが。まず原告は、自衛隊から勧誘のハガキが届いた時は自衛隊に行く気もありませんでしたし特に何も思いませんでした。しかし、その後よく考えてみると自分の個人情報自衛隊に本人の承諾無しに渡っていることがすごくおかしいと思いました。自衛隊の印象は災害救助で活躍しているということぐらいでそれ以上のことは知りませんでした。自分は戦争は無い方がいいと思っています。争いごとは話し合いで解決すべきと思っているので武器を持って戦う自衛隊に参加するつもりはありません。自衛隊から勧誘のハガキが届いたことはやっぱり怖いなと思っています。全国で

自分と同じような年齢の若者の個人情報自衛隊に提供されているのはおかしいと感じています。自分が原告になることで若者の個人情報提供を止めるようにするために少しでもお役に立てるならという気持ちで原告になる決意をしましたと。原告の家族のコメントなのですが次、公の組織の奈良市が本人、保護者の承諾もなしに個人情報を自衛隊に提供しているなんてあり得ません。私の子どもに自衛隊からの勧誘のハガキが届いた時、子どもはまだ17歳の未成年でした。保護者の承諾無く未成年の子どもにこのようなことを行った奈良市と自衛隊に怒りを覚えます。私の子どもは自衛隊員は災害救助する人だと思っていて、その実態を理解していません。まるで子どもを騙して自衛隊に勧誘しているように保護者として感じます。除外申請制度を作るよりも自衛隊に個人情報を提供する前に本人や保護者等に同意をしますと同意を取るべきですと、このように出ています。やっぱりこう思って実際に来た方は思っていらっしゃるし、安平町の中でも17歳で提供されてハガキが届くという事例が無きにしも非ずかなと思いますので、この裁判のこともできればよくお調べになっていただいて今後善処していただけたら、検討していただけたらと思いますのでよろしくお願い致します。

2件目の動物愛護に関する施策について移らせていただきます。まず、動物愛護に関して町民からの声を先にお伝えしたいと思うのですが、猫が庭や畑に排泄をして土を掘り返されて困るという方がいらっしゃいました。あと捨て猫を逆に保護しましたと。保健所行きになるのはかわいそうなので保護したと。どこかで飼われていたようで餌と一緒に捨てられていたのですが、なぜそのようなことをするのかわからないと。あとはその他で無責任に餌だけをあげるのは違うと思いますと。基本は責任を持って室内で飼うべきだと思いますという町民の声が上がりまして。このことについて取り上げてほしいと町民からも言われたので今回させていただきます。

1つ目、動物愛護に関する施策について現在の実績について伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 現在、当町で行っている動物愛護に関する施策の本年度の実績については、飼い犬が離れ捕獲し一時的に係留し飼い主に引き渡した件が1件、飼い犬が離れ近くの町民が保護し飼い主に引き渡したケースが1件、飼い犬が離れていると連絡があり捜索中に飼い主が捕まえたケースが2件、子猫を町民が保護し町ホームページに掲載し飼い主を探したケースが1件、負傷した猫を警察が保護し苫小牧保健所に送致したのち町ホームページに掲載し飼い主を探したケースが1件の他、毎年9月20日から26日まで北海道動物愛護週間として各庁舎にポスターを掲示しています。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 通報があったら対応しているという感じだと思うのですが、動物愛護に関してはNPO法人の方にも7匹30万円の助成を行ってやっていたらと思いますし、町民からの通報があれば今のように飼い犬を捕まえて引き渡すとか、里親を探すとかやっていたらと思うのですけど。あと動物愛護週間についてもお聞きしたかったので、そこは答えていただいたのですが。これだけと言ったら申し訳ないのですが、町全体としてどういうふうにしていくのか、解決できるのかなってすごい思うのですけど。ちょっとその辺の方向性を次に聞いてみたいと思うのですけど。

一つずつ聞きます。2番目、動物愛護に関する施策について今後どのように町として方向性を考えているか伺います。

○議長（多田政拓君） ちょっと待って、今、

○7番（三浦恵美子君） 2番目について今言ったのですよね。動物愛護に関する施策について、今後の方向性。2番です。②。（2）。

○議長（多田政拓君） はい。

[佐々木税務住民課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 通告2番の①②合わせてご答弁させていただきます。まず動物愛護活動に関する財源確保ですが、現在のところ国や北海道からの補助金等は無い状況ですので、先ほどご答弁しました捕獲とか一時保護にかかる餌代とか犬小屋などの経費については全額町で負担して行っています。

次の動物愛護条例に対する考え方と町民への周知ですが、条例については北海道で制定しています北海道動物の愛護及び管理に関する条例になるかと思えます。この条例では道民の責務として動物を命あるものであることを認識し、その愛護に努めること。道が実施する施策に協力すること。飼い主の責務として飼い主としての責任を自覚すること。動物の本能、習性などを理解して正しく飼い、その健康及び安全を保つこと。動物が人に危害を加えたり迷惑をかけないように飼うこと。動物の適正な飼養として動物は最期まで責任を持って飼うこと。災害が発生した時は動物と一緒に避難すること。動物にマイクロチップを装着したり首輪を付けたりして飼い主がわかるようにすること。みだりに繁殖したりしないように不妊措置を講ずること。犬は人に危害を加えないような場所、方法で適正な運動をさせること。猫は事故の防止や健康のために室内で飼うこと。動物の引き取り、収容などとして引き取りを求められた場合は安易に引き取らず、最期まで飼うように求める

こと。誤って犬猫など動物を負傷させた場合は速やかに救護するなどの適切な措置をとることが規定され、更に罰則として改善命令に従わない場合、届け出を怠ったまたは虚偽の届け出をした場合等は最大で30万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処されると規定されています。当町では条例は制定しておりませんが、北海道の条例に準じた考えですので、飼い主さんにおかれましては命ある動物であることを重く受け止め、責任を持ってその動物の生を全うできるよう虐待や安易な飼育放棄をしないようにお願いします。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今、町として条例は設けていないけれども道の条例と考えが一緒でそれをやっていただきたいということなのですが、まず1つずつ伺うのですが、まず財源が無いので町費で持ち出して多分今言ったぐらいのことしかできないということが現状なのかなとは思っているのですが、例えば動物保護活動に関してよその町でやっていることなのですが、ふるさと納税やクラウドファンディングの活用を行って動物の保護活動を行う団体に対して財源を確保するという、そういう形のやり方を行っているところもあるのですよね。例えばクラウドファンディング型ふるさと納税を行っているのは東広島市で、ふるさと納税の受付サイトから納税を実施して目標額300万でやっています。保護犬や猫の譲渡会の費用とか、啓発活動とか、不妊去勢の費用とか、地域猫補助の費用とか、野良犬の保護対策。今言った道条例に即してやれるためのお金を集めているところもありまして、そういうところの活用も今後、例えば大々的に動物愛護に関してやりたいという団体が出てきた時にはクラウドファンディングを活用してやっていったらどうかと思うのですが、そこら辺の活用するかどうか今後検討材料に入るかどうか。そのことをお願いします。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 今、議員の方からありました事項についてはご意見として賜りたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） ふるさと納税については様々な目的で実施していますし、クラウドファンディングも安平町は他の自治体と比べて様々なことをこ

れまでも成功させてきた町ではあります。先ほどの東広島市とその自治体の規模が全く違うので、そういったことを今本当に、安平町内での問題課題はあるのは認識していますが、先ほどの様々な活動だったりホームページで見つけて情報発信しながらやってきている。また、先般もいぶきの方で議員もおっしゃっていましたが、そういったNPOさんの取り組みの中でイベント、更には保護猫の譲渡会ということで、それも2件譲渡につながったということで。自分もその会場は見させていただきましたが、そういった町外の団体も含めて協力いただきながら多くの方に活動を、認知をしていただいていると思っていますので、当然こういった手法も否定はしませんが、今安平町の中で少しずつ取り組みが広がってきている部分がありますから、そういった推移を見ていかなければならないのではないかなと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 多分一団体だけでやってくださいも厳しいですし、町だけでやってくださいも厳しいと思うので、否定はしないとおっしゃっていただいたのでこら辺ももしそういうことがあれば一般財源をなるべく傷めない形で、でも動物の好きな方、嫌いな方いろいろいらっしやると思うので、検討していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

もう1つ、動物愛護条例に対することなのですが、町は道の条例に即してやっているということなのですが、この内容とか周知も大事ではないかなと私は思うのですが、例えば周知内容の例として避妊とかもあるのですが、TNRって私も最近少し調べさせてもらって少しはわかったかなと思うのですが、去勢・避妊すると子猫さんが増えないのは当たり前なのですが、雄猫は凶暴化がだいぶ防げるのとマーキングも予防していくのと、雌猫も発情が止まってすごい声で鳴きますよね、その鳴き声も収まってくるということで町民と動物が共生しやすくなるのかなと思うのですが、さくら耳といってVカットで切って雄が右耳カットされてて雌が左耳カットされていたら去勢・避妊済みということで。そういうこととかも周知していくのもいいのではないかなと思うのですが。あと動物愛護週間についてもポスターを貼って啓蒙されているとおっしゃっていたのですが、環境省の動物の愛護及び管理に関する法律に書かれているのは、この動物愛護の趣旨に相応しい行事を行うとなっているのですが、もしポスターだけの啓蒙で町民の方にあまり伝わらないようでしたら、何かそういうことが考えられたらいかがかなと思うのですが。そこら辺はいかがですか。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） まず先に動物愛護週間の方ですが、コロナ前においては振興局単位で動物愛護週間に合わせた形でのイベント等を実施していましたが、コロナ禍後は今のところまだ実施されていない状況にあります。周知の部分に関しては、町としても町民への周知が十分ではない部分がありますので、例えば動物愛護週間に合わせた形で周知する方法を含めて検討したいと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば今、私が言った環境省の法律にも調べて初めて知ったのですが、先ほど参事も答えていただいたのですが、動物に対して虐待、遺棄をしないということも勿論なのですが、動物による人の生命、身体、財産に対する侵害並びに生活環境の保全・支障をきたしてもいけないということで難しいですよ。動物と共生する社会を図るということ、もうこちら辺もいろいろ周知が必要ではないかなって思うのですが、ぜひ人と動物が動物も最期まで命を全うして人も傷つけられることのないように、好きな人も嫌いな人も生活をしやすい形で町民にぜひ周知していただきたいと思います。最後に安平町としては動物愛護条例というようなものを、地域性に鑑みてそれを踏まえた形で作っている自治体もあると思うのですが、そういうことは考えられるかどうか、方向性について最後伺います。

〔佐々木税務住民課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（佐々木智紀君） 現在のところ町として条例を制定するという検討はしていないのが現状です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほどの答弁の中でも北海道の方で条例を作っていたので、そこをきちんと守っていくということ。また、動物は猫だったり犬もそうかもしれませんが、広域的な取り組みが動物の場合は重要になってきますので、そういった中でまずはできることから始めていきたいと考えています。条例の制定については、そういったことはまだ必要性については私はまだ感じていません。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） この件に関しては町として、もし必要性が認められるようになれば考えていただきたいし、少しずつでも進めていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（多田政拓君） 以上で7番三浦恵美子議員の一般質問を終わります。
次に3番小笠原直治議員の一般質問を許します。

【通告No.7 3番 小笠原 直治】

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 3番小笠原です。今回は6月14日の全員協議会の最重要課題、子育て教育への対応並びに10月25日の全員協議会における子どもにやさしいまちプロジェクトについて説明をされましたが、その中身の解明だとか理解し難い項目について議論をさせていただきたいと思います。

質問1、追分小学校、追分中学校、早来義務教育学校における学校教育と家庭教育の現状の課題について学校別に伺います。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） はじめに追分小学校は児童数の減少が進み、教員定数の減少、僅少差による正規職員の非配置、育休等の代替や事故による欠員等に対応する教員不足が課題となっています。

追分中学校も産前産後及び育休代替等の不足等が生じています。

早来学園は昨年最大3名の欠員が生じましたが、本年度確保できたものの追中同様の状況です。

この課題はここ数年続いており年度当初から補正などを行い、補助員の配置を行うなど教員に、教育に支障のない対応を行っていますが、追分小学校は管理職が現場に恒常的に入るなどの厳しい運用が行われています。

家庭教育の課題は具体事例では説明が難しいので一般的な課題ですが、家庭教育に対する親の自覚や役割の差が同一対応でも疑義が生じる場合もあり、宿題を出している追分小では、なぜ宿題を出すとの意見があり、出していない早来学園では親の教育力が試されているなどの意見が出るケースも起

こっています。関連する課題として、お子さんに対して親が強い関わりを持たれる家庭と放任状態に近い家庭の考えは違うわけですから、そういった家庭と子どもに関する対応も学校としては不可欠となっています。

学校別の課題としてのご質問ですが、これ以上の説明は個人を特定する案件にもなりますし、前回の議会でご質問いただいた教員の働き方改革を行わなければいけないことを含めたことが課題となっています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今、次長の方から説明がありまして、総体的に教員の体制の在り方について3校ともいろいろ問題があるけれども、それは教員の悩みになっていて、そして学校教育においては子どもたちに支障はしていないという判断を、私はこの答弁でしています。ただ、家庭教育の中において縷々事情言われたとおりそれぞれ家庭的な捉え方はいろいろありますから一概に何とも言えませんが、私が気にしたのはスマホなのですね。スマホの問題が昨日も工藤秀一さんもちよっと触れていましたが、国からもらったやつを流しているということですから、それほどスマホが安平町の子どもたちに影響を与えてないということなのだなど、いいことだとなと思って理解をしています。

それでは2番目に入ります。子育て教育分野における追分、安平、早来、遠浅地域における現状の課題について地区別に伺います。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 先ほどの課題とあまり変わりのない回答になりますが、少子化は親の数も減っています。親がともにお子さんを育てる関係は狭くなっていますので、そういった課題観が強いのが追分地区となります。施設の広さはあっても過大に職員を配置できないことで受け入れ場所があっても受け入れ増加ができない課題を生んでいます。

安平、早来、遠浅のこども園は1か所に集まる施設となっています。安平地区や遠浅地区は追分地区以上に親も子どもの数が少ないので同様の課題がありますが、学校の統合によるお子さんの教育分野の課題としては通学環境の変化が一番大きいと思いますが、それぞれの学校が行ってきた地域の方の協力を得て行ってきた活動の減少を課題とする意見も加わっています。この点は統合が問題を作ったのではなく、学習指導要領上の課題解決として実施する教育課程支援事業の成果で充実を図っていく過程で今後それぞれの地区のお力を借りた活動を展開する基盤を作っている段階となっています。

町全体の課題ですが、居場所づくりの面では放課後活動や不登校対策の課題となりますが、子どもが少なければその場所そのものの確保が難しく、増加すると児童館や学童の施設の広さの問題が生じています。部活動の地域移行の場合も生徒数の減少が廃部の道しかなくなったことを重点課題として移行し、活動の機会を残す対策ではありますが存続の成果を認めてもらえた反面、地区間の送迎などできる限りの対応は行っても保護者や生徒からの負担感の増加は声として上がっていますので、子どもたちにいくらやりたいこと
の環境を残そうとしても行政だけの整備では限界があり、親と生徒と地域の負担の役割を互いに理解をいただければ全ての課題解決が進まないことも大きな課題となっています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今、地域課題について縷々答弁いただきましたが、総体的に私は保護者と生徒と学校との絡みの中である程度解決を見出していかなければならないだろうと思っています。そんな意味では子どもがいないということが課題なのかということは、私はそうは思っていません。子どもがいないから地域に課題が生まれるということはありませんから、そうではなくて私が言いたかったのはそれほど地域において子どもたちに対してそれほど地域の中で重大視をされているような重要なことが起きていないことが今次長の方から答弁がありましたのでひとまず安心をしているところです。

質問3に入ります。学校運営協議会を活性化しなければならない課題について、追分・早来校区別をお願いします。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 学校運営協議会を活性化する必要性は追分早来と区別する内容ではありませんが、質問していただいた課題解決の1つとして学校運営協議会の活性化は重要と考えています。

現在、安平町の教育の魅力化を進めていますが、震災明け、コロナ禍明けの以前学校が地域の力を借りてきた活動が弱くなっています。学校との関わりが少なくなった時期が長かったことは学校への理解や距離が遠くなったことは生じており、ちょっとしたことが学校運営に疑問を持つことや不信感につながっています。現在、学校運営協議会では対話や熟議を行うと理解されることはしっかりと根付いてきていますが、薄れた部分をきっちりと回復しないと議員が理解されている本来の学校運営協議会の役割を担っていただき、他の活動としっかりと手を組んで児童生徒の学校教育の魅力化を図って

いくことが目的となっているところです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） この3番目の質問は、私が学校運営協議会を活性化しなければならぬと言っていますよ。活性化はしなければならぬと言っているのは教育長なのです。教育長直下のプロジェクトチームの目的、ゴールとして活性化をしなければならぬと言っているのです。活性化するために教育長、何をしますのですか。

[井内教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 今、次長の方から答弁もありましたがもう少し補足させていただきますと、学校運営協議会の活性化というものに対して学校現場からもそういった声が出てきています。それは追分小中学校の校長先生、また、早来学園の校長先生の方からもそういう声が上がってきています。その要因についても説明をさせていただきます。まず1つは追分地区においては追分小学校、追分中学校の小中一貫教育を進めています。その小中一貫教育を進めるにあたって地域や保護者の方と協働協力していく場面は必要になってきます。しかし、現状として共働き世帯が増えていく中でPTAの活動が困難になって、そして追分小学校においてはPTAが解散しています。となると地域や保護者の方の意見を聞いたり、もしくは一緒に考える場として学校運営協議会というものがより重要になってくるという認識を現場の校長先生から聞いています。また、早来学園においては開校まだ2年目です。義務教育学校というものは道内にもまだ前例がありませんので、新しい学校を作っていく上ではやはり地域や保護者の声を聞きながら学校を進めていきたい。そのためには学校運営協議会というものの役割がますます重要だ、大切だという声を聞いています。その声を踏まえた上で私としても地域、保護者と協働しながら学校運営を進めていくことが望ましいと考えていますので、学校運営協議会が従前だと学校からの学校の状況の報告をして、その報告を聞いてのやや評議委員会的な役割が多かったのですが、その部分をしっかりと熟議するようなその場にするために学校運営協議会の活性化は必要だと認識しています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

- 3番（小笠原直治君） 今の学校運営協議会は全く活性化して問題があるという認識ですね。私はおかしいと思うのですよ。学校運営協議会、去年14名のメンバー、教育長あなたの名前で任命しているのですよ。今頃になって全然進んでいないとか、やらなければならないと、あなたのプロジェクトチームの10月の説明の中に書いているでしょ。具体的に何をするって。何をするって書いていますか。

〔井内教育長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育長。
○教育長（井内聖君） 説明の中では学校運営協議会の活性化として、地域主体による事務局体制の構築というものを目指すと書いてあったと思います。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
○3番（小笠原直治君） ここなのです私どうも引っかかるのは。事務局って、学校運営組織に事務局なんてあるのだろうか。それと言っているのは学校運営協議会と地域主体による事務局を兼務をするという書き方をしていますね。兼務が可能であるということで。これね教育長、あなたの認識間違っているのではないかと思うんですよ。これは平成29年度教育行政法改正になりまして、地域学校協働活動推進員を学校運営協議会の委員に任命することができるという事が書いてあるのです。その中に地域学校協働活動本部がそこにそのまま入るということではないのです。そこはしっかり教育長、私は捉えてくださいということと、そもそも言いたいのは、未だに地域学校協働活動推進員の役割も明確にしませんし委嘱もされていない現状ですね。私は地域学校本部の運営の活性化ではなく総括的な地域学校協働活動推進員になり得る人材を確保し、地域と学校の連絡体制を基盤としてより多くのより幅広い層の地域住民、団体が参加し緩やかなネットワークを形成することにより地域学校協働本部の設置へと向かって行くだろうと思っている。それが先なのです。それが先でもないのに事務局に入らなければならないということは私は理解できないですから、入るということについて私は介入だと思っています。その前にもう一回しっかりとした地域学校本部の在り方について、時間ありませんから後日のなかで教育長と議論をしていきたいと思いません。

それでは4番目に入ります。

〔井内教育長挙手〕

- 教育長（井内聖君） 答えさせてください。
- 3番（小笠原直治君） いやいいよ別に。何かある。はい、どうぞ。
- 議長（多田政拓君） 教育長。
- 教育長（井内聖君） すみません。質問ではないですが、ありがとうございます。小笠原議員のおっしゃるとおりだなと思っています。資料に書かせていただいたのは最終的なゴールという位置付けですので、地域側としては地域学校協働活動をしっかりと進めていく。そしてその中では幅広い地域住民の方に関わっていただくという考えは全く小笠原議員と同じだなと思っていますし、改めて肝に銘じたいと思っています。また、学校運営協議会についても昨年私が地域プロジェクトマネージャーとして関わっていく中で見えてきた課題がありましたので、その課題の中でこれは数年かかるなという取り組みが見えてきました。その取り組みのまずはまだ今年度も初年度として事務局機能を教育委員会が担っています。そして数年かけて作っていく。やはりこの学校づくりというものは1年2年で出来上がるものではありませんので。また、地域づくりも1年2年で出来上がるわけではありませんので、いただいたご意見も参考にしながらしっかりと一つずつ歩みを進めていきたいと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） それでは質問4に入ります。任期付き職員採用数と活用する業務について伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 来年度、任期付き職員の募集は2名をかけています。1人目は現職員が都合により本年で退職するため後任としての採用となっています。業務は教育魅力化コーディネーターとして学校の小学校中学校の総合的な学習の時間の支援を行っています。引き続き教員経験を持つ人材確保によって充実を考えています。2人目は新規の配置で、業務は家庭支援コーディネーターとして学校や保健師と連携し、不登校支援や家庭の養育支援を行います。令和6年4月に出されたこども家庭センターの設置は今後町が検討を進めることを前提に来年度はまず教育委員会で家庭支援コーディネーターとして学校や保健師と連携し不登校支援や家庭の養育支援を行っていきたいと考えています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私1番目に学校の課題ってありますかと言ったら、さささといきましたね。やっぱり任期付き職員を採用する時に出てきたのは不登校の問題で配置をしている。あるじゃないですか学校の問題。不登校という問題。私変だなど思ったのですよ、スッといくから。素晴らしい学校で行っているんだなど。結局付けなければならない不登校が課題としてあるということでしょ次長。それはね、どういう頭の中で描いて答弁したかわかりませんが、それは私も1番目の質問の時にしっかりと課題としてあるのは不登校ですと、ここは私は言ってほしかったなど。それでは合わないのですね、言っていることと成すことが。あるから置くって新たに増やしたということですから。そこ辺りはしっかりと、明確に安平町の学校の問題とした不登校問題が極めてあるということだけは、これで今回は認識しました。

それで今回の任期付き職員法の何条を適用して採用しているのか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 正式な条文、何号というのは私今記憶にありません。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） いやね、これ国から出るでしょ。恐らく3分の1だと思えますよ。3分の1出ませんか、任期付き職員を採用した時に。私の認識は3分の1出るのかなと思っていました、国からのね、国庫負担。それは私の勘違いかもしれませんが。わかりませんけれども、それで何条って、ここ一番大事なのです。なんで安平町が任期付き職員を採用するのかと。全く変わってくるのです。3条の1、2、4条、5条もあるのです。きちんと文科省から出ている。人事委員会で決めることですから、出ているでしょ。そうすると私は出るのは3条の2だろうと思っているのです適用は。だから3条の2の適用とは何なのかということなのです。だから私はこの施策をやるために、人材確保や育成のために時間が要するから任期付き職員の方を採用するということですよってことだけはしっかりと頭に入れてほしいのです。そもそも人材を育てると、育成すると、でも間に合わないと。任期付き職員法の中で謳われる教職関係はそこだろうと思います。そこで認識一致しますね。はい、わかりました。それでは十分これらを踏まえてしっかりとした後、職員の確保に向けてしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは質問5に入ります。教育長直轄のプロジェクトチームの設置及び教育長補佐官兼子育て教育総合専門官1名並びに教育長補佐官兼学校教育専門官1名を含めて、スタッフ15名を配置しなければならない事由について伺います。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） これまでの教育委員会体制は行政職員の組織で、専門職と言えば現在北海道から派遣を受けている指導主事と経験のある教育長のみです。よってご質問していただいた学校の課題が生まれるたびに委員会職員は適切に対応できるための人材確保や体制の整備をどちらかという対処療法で対応しているのが一般的な教育委員会の組織です。本年度任命された教育長は地区プロジェクトマネージャーも経験もあり、安平町の教育の課題を分析し改革を行ってまいりましたので、議員皆様に全員協議会でご説明した内容は安平町の教育の充実を図る上でその都度課題解決を行う必要性も重要ですが、根本的に教育の方法を専門職の体制を構築し、これまでより現場の改善が進むような安平の教育を目指すための体制となっています。15名を配置しなければの点で課題対応を行うのではなく、連携しながら課題と戦略を全体で行って魅力化を図ること。期間を定めてベースを作ることが目的となっているためです。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 私はまず確認をしたいことがあります。この確認がなかったら質問が回っていかないのです。私たちは6月14日に全員協議会の中で地域プロジェクトマネージャーにかかる業務推進体制、中身について資料をいただきました。しかし、10月25日に全員協議会で提示、提案された中身は全く違うものになっているのです。なぜ我々に最初のものとは25日が違っていても議会に説明をする必要は無いという認識をしているのか、していないのか。それだけお願いします。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 細かい部分のご回答にはならないかとは思いますが、教育長が就任した当初、前段のお話したLPM地域プロジェクトマネージャーとしての経験値をもとにそれまでの内容のもとで次のステップとして

の改革案としてまず提示させていただいたのが6月の内容だったと思います。そこで実際にはLPMというのも2名配置ができるなど制度的なものの活用を十二分に活用した中でその課題に取り組もうということ、調整しながら進めていった結果を10月25日の全員協議会で案としてお示ししたという流れとなっています。ただ、この流れの前段では教育委員会にもこういった中身の部分のご意見というか一応議決をとという形では得ながら今後の教育に対しての考え方を整理した上でご提示させていただいたところですが、あ、議決逆でしたっけ。議会が先でしたっけ、全員協議会が先でしたっけ。あ、失礼しました。全員協議会に内容を先にご説明して教育委員会に後ほど確認させていただいた流れになっていますので、その辺は就任してからのきちんとした制度を活用しながらなどの内容を盛り込んだ形で皆様にご説明を差し上げたというのが流れとなっています。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 確認させていただいてよろしいですか。6月の時の全員協議会ではLPMを再度、前任が私ですが、途中で辞めることになってしまいましたので、改めて募集させていただきたいというのを6月の全員協議会で説明しまして、更に10月の時はこのプロジェクトチームを成立させるために新たにまた1名を募集することになったと。なので6月の時は1名だったのに10月になったら結局2名になっていると。この部分についての説明ということでよろしいですか。この確認させてください。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 違うのですよ言っているのは。私が言っているのは業務推進体制の中身なのです。6月に説明された中身と10月にもつれ込んでいる業務体制の中身は全く違うのです。体制含めて全部。庁内ガバナンスは全く違うのですよ。しかも、この中身出したのは7月2日ではありませんか。ホームページに出したのは。私達は6月25でしよ聞いているの。全く違う中身が7月2日で募集しているでしよ。その時はちゃんと出ていましたよ。2名体制、LPM2人、組織図も全部、募集しているでしよ。その紙も来てあるのですよ。募集要項の中身はもう変わって、我々に説明が無かった違う募集要項がホームページで出されて全国に募集しているのですよ。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） まず6月に説明をした後、7月に募集をかけている時に募集は私の記憶では1名だったと思われませんが。その時にはまだ2名ということで議会に説明をしていませんので。その時は1名ということで募集をかけております。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 募集をかけたとかかけてないかが問題ではなくて、出している時にはもう2名体制で出ているのですってあなた方のホームページの中に、ちゃんと。その時に10月25日に資料貰っていますよあなた方から。それで私に対比したらあれ、これなんだと。出していませんか。今回の一番最初の募集で今11月のやつに2名の募集していますね。業務推進体制の中身が我々の説明された頃とあなた方が、たかが2週間も経たないで出している業務推進体制、組織図含めて中身全く違うんだっての。違うでしょ。違うって貰って持っているんだもん、これが最初だから。あんた方が配ったのこっち。駄目だってそんな議会無視して。それで私なぜこだわるかと言ったら、私総務省に確認したのです。プロジェクトマネージャー推進要綱を見て2名取れるんだなと思ったものだから。令和5年3月31日に一部改正をしておりますと、2名取りますと。その時に留意事項として議会の審議を通じて議論や説明を行った上で地域プロジェクトマネージャーを選任することが重要であるというふうに総務省の留意事項に書かれているのです。そして我々が一番先議会で審議したのは皆さん説明されたのはこれではないのです。最初のこの図なのです。そういうことをどうして、我々は使命として議会の使命は具体的な施策の最終決定と行政財政運営の批判と監視なのですよ。それを完全にできるような議会の一員として取り組むことが議員の責務なのです。これ議員必携に書かれています。しかし、あなた方が勝手に事後処理的に2週間も経たないうちに全く違う中身のことを出して募集をしている。これは議会軽視であって私は教育長に失礼ですけど、教育長に恣意的な教育行政を執行しているようにしか思えないのですよ。やっぱり教育委員会というのはルールを守って従うことを子どもたちに教えるのが教育委員会なのですよ。こんなことを平気に議会に対してやっていくということは、私は重大な決断を下さなければならないかなと思います。再度確認します。なぜこのような対応をしたのですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

- 教育次長（永桶憲義君） 今、議員のお話された時系列の部分での記憶の若干無い部分もあるのですが、
- 3番（小笠原直治君） 何が無いだよ。
- 教育次長（永桶憲義君） そういうご発言でちょっと、よろしいですけども。6月の時にご説明させていただいた時にLPMの制度改正の部分で、私最後のところで確か2名体制の部分も検討していますという形でご説明した部分だけは記憶しております。それと募集に関する2名ですが、資料的な部分で議員がお怒りいただいているのかもしれないのですが、実際に募集することは無理なわけです。前任のLPMであった井内LPMの予算を活用しての募集でしかあり得なかったので、本年度に関してはきっちり1名でしか募集ができないというルールに基づいて行っています。ですから、先ほどお話したようにこの議会に10月25日に確かにそこをきちんと整理した中でご説明を差し上げているのですが、その後来年に向けてそういうことをきちんとやっていかという流れを取ったわけですから、ちょっと表示の部分での議員からご指摘いただいたところはあるのかもしれないですけど、
- 3番（小笠原直治君） 違う違う。議長。
- 教育次長（永桶憲義君） 終わります。
- 3番（小笠原直治君） 私が言っているのはね、
- 議長（多田政拓君） ちょっとお待ちください。
- 3番（小笠原直治君） いやいい、私が先だ。何言ってる。
- 議長（多田政拓君） ちょっとお待ちください。小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 私が言っているのは1名だとか2名の問題ではないんだって。中身の問題なんだっての。1名採用するだとか私は2名って言いまして、私は1名だろうが2名だろうが気にしていない。問題はこの業務体制の中身が全く変わっていたということなのです。1名とか2名ではないですよ。私そんなこと気にしていませんよ別に。総務省が5名って言うなら5名でも何でもいいですよ。言っているのは業務推進体制の組織図を含めて中身が全く従来と違ったことが書かれて出されたってことを問題視しているのですよ。そのことを言っているのですよ。どうですかその点。
- 議長（多田政拓君） あの、答弁側は今質問側の趣旨は理解されましたでしょうか。では、その部分について簡潔に答弁お願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 議員がお話されたように若干6月に示した内容と10月の違いがということは先ほどの私が答弁したような中身で変更されたことはまずご理解いただきたいと。その中にその期間において今議員がお話されているようにしっかりと業務内容を固めなければ次の募集に移れない。同じ

内容ではLPMの募集もできないわけですから、そういったことを含めて当然、

- 3番（小笠原直治君） そんなこと言ってないって。何聞いているの俺の話を。
- 議長（多田政拓君） 小笠原議員ちょっと待ってください。答弁中ですのでお待ちください。
- 3番（小笠原直治君） そんな聞いてないこと言うからさ。
- 議長（多田政拓君） 質疑の途中ですが、暫時休憩します。

（暫時休憩）
（理事者側協議）

- 議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。先ほどの質問に対して答弁をお願いします。

〔井内教育長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育長。
- 教育長（井内聖君） 確認のため時間をいただきましてありがとうございます。手元に資料の無い方もいらっしゃると思いますので、その部分も含めて説明をさせていただきます。

業務推進体制のところ、以前のところだとLPMが6級という形を記載がありまして、そして参事等の少し下のところにありました。全員協議会の中で6級でこちらの方で提案させていただきました。その中でしっかりとした担いがあるのであれば、そこは7級でもいいのではないかとのご意見もいただきました。その部分の意見も踏まえてその位置づけを修正し7級という形にして、またしっかりとした位置づけが担いがあるのであればとのご意見もいただきましたので、その部分を見直して組織推進体制を変えました。ただ、私が今回初めて行政の職に就いたものですから、その辺りの理解が十分ではなかったことから、その変更の際してもこのように変更をして募集をかけますということを丁寧に議会の方に説明する必要があったということをお話を伺いまして改めて認識したところです。決して議会を軽視したということではありません。また、そのことをきちんと説明をしていけば、それに対してそれが適切だったのか、もしくはその業務推進体制もそこはそこままでなくてもいいのではないかと、などの意見もいただきながら進めることができたのではないかなどそのように思っています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） この文書は議員が皆持っているのです。これ10月に貰ったの。最初のやつは6月に貰っているのです。議員皆知っていますよ。違うってこと。議員の皆さん知らなかったということにはなりませんよ。きちんと皆さんいただいているのですから。それを対比した時におかしいということになった。私が言っているのは何故なのかっていう、これは7月2日に募集したこの要綱の中身の変更っていうのは今回のまちづくり、子どもたちのチーム、関連しているのですよ。ここから生まれているのです。だから何故それをしっかりと説明をしないで7月2日に募集かけたのですかっていうことを問題視しているだけなのです。そこはきちんと頭に入れてくださいよ。時間が無いので次に行きます。

それで私は教育長直下のプロジェクトを作ると言っていましてプレス発表もしています。しかし、昨年3月の議会の中で第2次安平町総合計画後期基本計画を受けまして、その体系図において重点プロジェクトをチームあびら、安心に平和な生活実現プロジェクト政策6分野に分けて取り組み事業を掲載し我々に説明をしたのです。なぜ子育て教育分野に、わざわざ町長直轄のプロジェクトチームの設置を、規定を策定してまでしなければならない理由がどこにあるのかってことなのです。それはしっかりと分野分野でお互いがやりましょうと、そして総合計画に基づいてやろうという時になんでこの部分だけわざわざ作ってやらなければならないのと、書いてあるのはそもそも越権行為もまた書かれているのです、資料の中に。教育分野、領域を超えた取り組みが教育長直轄のプロジェクトチームでやると。なんでそんなこと担わなければならないのかと、きちんと組織形態を決めているでしょって。やる組織形態が。教育長は教育行政の司る長であって分野が違うんだって、それがわざわざ権限を付けてやるという、どこにそんな必要性があるのですか。

〔井内教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） まず今回のプロジェクトチームに関しては町長部局ではなく、教育委員会の教育行政の中で設置をします。ですので、町長部局のプロジェクトチームの設置規定とは別に教育委員会の方で設置規定を作って行きたいと。そして小笠原議員のおっしゃるとおり教育行政においては私、教育長の下で教育行政の中だけで進めていけばいいのですが、今子どもたちの課題などを考えた時、不登校のところが課題として挙げられました。その背景などを見ていったらやはり福祉との連携が必要になってきています。そうなった時に縦割り行政で福祉の方は福祉、教育の方は教育。それぞれの担いでやっていけばいいのですが、そこをしっかりと連携をしながら進めて

いきたいなというところもあります。そういった意味合いから領域を超えてという表現を使いましたが、既に町長部局で進めているところにこちらの方が越権で何かをするということは考えていません。それともう1つ、プロジェクトチームまで作らなければいけない理由というのが最初の答弁にもありましたが、前半の答弁にもありましたが、教育委員会事務局というのが福祉分野と違って、福祉分野は保健師と専門職が一定数配置されている部署なのですが、教育委員会事務局は専門職が置かれていない、もしくは置かれていたとしても非常に人数が限られているところでより専門的に対応していく時に業務は行政組織の中で行っていきます。なので実際の任務ですね。現場のところについてはチームを作って編成していきたいということでこのように考えました。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 教育長、それはまさに二重構造なんだって。何のために教育委員会の職員いるのよ。それをやるのが一体となって教育長あなたの責任でやらせるのが、教育委員会の職員に一体となってやらせるのがあなたの責任ですよ。教育委員会の職員、昨日高山議員が言った時に町長がいみじくも言いました。勉強させてあげるので行ってきなさいと。職員のレベルアップをさせなければならないんだと、そこなのです。専門職がないから来ないだからという問題ではないの。それは育てるのですよ。専門職を入れているでしょ何人か。教員の免許持っている職員だとか社会主事の免許持っている職員入れているでしょ。それらを媒介しながら若手職員を育てていくのが教育委員会の仕事なのです。先ほどの答弁の中にそういう者がいなくて健康福祉課と違って専門分野でって、そういう問題ではないんだって。だから私はそんなことやると全く組織運営にならないし、最初に言った時にラインアンドスタッフ、組織の組成って言われている。これは何なのかということなんだと。これは何を意味しているのかということ、一つの長に権限を収束をさせないということが、これ目的なのですよ。まさに教育長に全部権限持たせていると同じではありませんか。全く言っていることが真逆ではありませんか。

[井内教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 小笠原議員の指摘があった二重行政、私はそこには当たらないとは思いますが、これを恒常的にずっとこの組織を置き続けるとなるとそうなると思います。任期付き職員、高度専門的な人材を一定期間置くと

いうところ。また、今回のプロジェクトについてもそれぞれメンバーが基本的には3年という任期を付けています。となると、その3年の間に事務職の方もしっかりと力を付けていきながら教育委員会として進めていければいいなと思っています。なので恒常的なチームではないということをご理解いただければいいかなというのが1点目。

2点目については教育長に全ての権限が集中するのではないかという懸念があるのですが、教育行政は教育長ではなくて4名の教育委員がいます。その中で今回の動きについても説明をさせていただいていますし、進捗状況などについても常に報告をしています。これがもし教育長が何かを進めて事後報告で全て教育委員、教育委員会の方に出していたらこれはまずいことだと思います。ですので、しっかりと事前に教育委員会でも議論して、また、学校運営協議会の活性化、熟議の場というものについてもそちらのところでしっかりと議論いただきながら、また、今回丁寧な説明が一部不足していたところは申し訳ないなと思いつつながら、議会に対しても丁寧な説明をさせていただいて、そういった懸念のところを払しょくされるようにしていきたいなとそのように考えています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） そういう一時的なものという言い方をしましたけれども、未来永劫続くのではないと、だから二重構造ではないと。今の教育委員会体制なんてどうもならないってことだね、そうなのですね。それ作らなかつたらやれないってことはまさに今の教育委員会そのものが、職員になっていないということで理解してよろしいですね。

[井内教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 全くそういった意図、意味ではありません。高度に専門的な知識もしくは現場でのプレイヤー、そういったことを考えた時には業務量の負担とか、実際にマネジメントとかを考えていくと今の職員体制の中で今の安平町の教育課題、この教育課題先ほど学校別と言われたので子どもだけの課題を答弁させていただきましたが、教育行政には大人の方、高齢者の方の課題も入ってきます。これは何かというと昨日の答弁でも一部出てきました社会教育団体とか文化団体といったところでの大人の活動の支援なども進めていかなければいけません。生涯教育というところもあります。こういったところをある程度専門的な知識、もしくは現場でも動くとしていった時に今いるスタッフでそれらの全てを担うというのはなかなか困難であるとい

うことで必要などころに必要な人材を置くという考えで今回プロジェクトチームを編成したところですよ。なので決して今の事務局が、というわけではありませんので、そのことをお伝えしたいと思います。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） そうすると後期基本計画のチームあびらの中身は全く変わってくるのですよ。そんな簡単なものではありませんよ。あれだけそれぞれの担当課が苦勞して苦勞してどうしていくのかと、4年間、後期をどうしていくかということをお皆で議論して皆で作ったのではないですか。それをあたかも、大変失礼な言い方になりますが入ったばかりの教育長が今ではできない、これでは駄目なんだ、だから直轄につて。したらわざわざ教育長直轄にすることないでしょって、なんで直轄とかってこだわるの、そうではなくて、私は根本的に崩れていくと思う。決め合ってこうやってやろうって、チームあびらでって、議会も皆さん方、皆決めたのです。それが一瞬にして崩れてできないですって。一過性の中でできないからチームあびら、それも教育長直轄、補佐官を置いてまでやらなければならない理由なんてどこにあるのさって。それはしっかりそういう我儘なことを言ったら駄目だ。そんな補佐官を置いたりチームができなかったら教育行政できないなら、できないって言いなさい。できないなら、できないとするならば。今の与えられた後期基本計画の中で肅々とやるのがそれぞれの分野のポジションではないですか。なんであなたのところだけ訳のわからない屁理屈付けて専門分野がないとかあれがこうだって言わないで、やったとおりにやればいいじゃないですか。どうしてそんな、さも諮問機関みたいなやり方を作るのですか。そういうものではないですよ教育というのは。いかがですか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） ちょっとこの後プロジェクトなどの具体的な考え方とはご説明も願うのですが、私先ほど今回のプロジェクトチームという行政職、先ほどうちの教育委員会の能力がという感じにも聞こえなくはなかったのですが、小笠原議員がおっしゃっていることそのとおりに思います。ただ、今この学校の魅力化などを行っていく上で専門職を入れて教育長がこういった体系を作っていただきました。実際には行政の組織体系はきちんと決められていまして、こういった役職とかに関しては基本無いのです。ですから、これというのは表現する部分の中での、ですから先ほどから私が言っているような考え方で作っていますから、決して役所、行政の体制を崩して

まで二重教育行政を行うとあって観点もありませんし、教育委員会はきちんと総合計画なり何なりに乗ったまちづくりの部分はきちんとやりながら現実的な学校教育現場の課題に対して、ご質問いただいたそのものを専門家を取り入れてというところが今回の趣旨ですので、それを総務省の制度を使ったりという形で、短期間が目的なので、そういったところをご理解いただければと思っています。本当にそういった観点ですので、よろしくお願ひします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 私の方からの総合計画と今回のプロジェクトチームの整合性のことが論じられていると思いましたので、その整合性の部分を実務的な観点から説明したいと思います。

今回の子どもにやさしいまちづくりプロジェクトについても安平町のプロジェクトチーム設置等に関する規定というものがありまして、こちらの中で特定の政策課題の解決方法等を導き出すために安平町規則の規定に基づき現行組織の枠を超えて特別に設置されるプロジェクトチームを設置することに対して定めが書かれています。こちらについては後期基本計画がそうであるように子育て教育については教育行政と町行政のしっかりとした連携が必要ですので、全庁的または2つ以上の課との所掌事務に関連する横断的政策課題であって、中長期的な対応によりその方向性を導き出す必要性があるものと。こうしたものについてはプロジェクトチームを設置することができることになっていまして、今回子どもにやさしいプロジェクトチームについてもこの届け出が出されて設置されているという位置付けになっています。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 山口参事、いい加減なこと言うなよ。安平町教育委員会プロジェクトチーム設置等に関する規定を策定だぞ、制定しだぞ。それに基づいて制定したのでしょ。それに基づいてプロジェクトを編成するって書いている、説明している。何を言っているの参事あんた。制定したのでしょ。我々説明受けていませんよ。したのでしょ。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） こちらのプロジェクトの考え方としてはそうし

た部分で進める前提にあたって、それを生み出すプロジェクトチームが必要なのでまず設置されたと。その規定策定に向けて今議論されているものとそのように認識しています。

[井内教育長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（井内聖君） 教育委員会の中でのプロジェクトチームの設置規定は、まだ制定していません。と申しますのも、まずは今回募集しているのはそれぞれの課題、それぞれの担いに対して必要な人員の募集、そしてそれが有機的に活動を展開するためにはチームとして進めるのが良いのではないかとということでプロジェクトチームを編成していきたい。そしてそのプロジェクトチームの設置規定に関しては教育委員会の中でしっかりと議論した上で進めていきたいと思いますというところまで教育委員さんの意見もいただきながら進めているところです。ですので、設置規定については年明けにまた教育委員会において議論されていきます。また、1つ前の質問にありました小笠原議員の言葉をお借りして自分なりに解釈したところでは、後から外から教育長が来て、そして今まで安平町が培ってやってきたこういうふうに向かって行こうという方向性に対して、いやいや新しい教育長はこういうことをやるからということで新しいものをやる、それはチームあびらとしてその和をもしかしたら乱すことにもなるのではないかとというように私は受け取りました。ですので、私の方で今までのチームあびらとしてしっかりと作り上げてきたもの、更に議会もそうです、教育委員会もそうです。また、地域住民保護者もそうです。その辺りの意見も聞きながらしっかりと取り組んでいきたいと考えていますし、小笠原議員からそのようなご意見を賜ったということをしつかりと教育委員会に持ち帰りまして報告をさせていただきたいと思っています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 制定されていないと、まだ。したらなぜプレス発表した新聞に。なぜプレス発表したの。道新の記事に載っていたしよ、プレス発表なぜするのそれ。そんないい加減なことばっかし言うなよ。時間が無いので私は後でもいいですから、この事業によって教育長直轄のチームによって若い世代の人口増数と出生者数、それとプロジェクトの想定総額予算について後から文書でください。それとこの事業終わった時に、いわゆる民間企業に事業をさせたいということでありますから、民間企業にやるこのプロジェクトの事業を、何を民間にするのか後から書面でください。それと時間が無

いので言いますが、丁寧にやっていると言っていますけど、私は新しく来た人だからこうだこうだと言っているわけではなくて、一つの行政ルールの中に積み重ねていくのが、歴史を掲げてやってきたのが行政職員であるし議会なのです。その意味で私は言っているだけであって、私はその意味を捉えて言っているのです。

それと教育長が今言っているけれども、あなた勝手に私の認定こども園に地域おこし協力隊2名いませんかと、この間、理事会開きました。走っているじゃありませんか。これどこから来たのよこれって。いや教育長から電話がありまして、どうするかと。2名をどうしますかって理事会にかけたのです。そんな裏ではさっさとやっただよ、そんな状況をやっという言葉では巧みにこうですと言ったからにはなりませんので、このことを強く訴えて私の質問を終わります。

○議長（多田政拓君） 答弁はよろしいですね。

○3番（小笠原直治君） はい。

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして小笠原直治議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本定例会に通告された一般質問は全て終了しました。ここで13時まで休憩します。

休憩 午前 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

◎ 日程第2 令和6年第7回安平町議会定例会 認定第1号 乃至
日程第7 令和6年第7回安平町議会定例会 認定第6号

○議長（多田政拓君） 日程第2、令和6年度第7回安平町議会定例会認定第1号、令和5年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、令和6年度第7回安平町議会定例会認定第6号、令和5年度安平町水道事業会計決算の認定についてまでの6件を一括議題とします。本件について決算

審査特別委員長の審査結果の報告を求めます。

〔三浦委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦委員長。

○7番（三浦恵美子君） 決算審査特別委員会の結果をご報告します。

令和6年11月1日

安平町議会議長 多田 政拓 様

決算審査特別委員会
委員長 三浦 恵美子

委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年第7回安平町議会定例会において、本委員会に付託された令和5年度安平町一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計決算の認定については、審査の結果次のとおり決定したので、安平町議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
認定第1号	令和5年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第2号	令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第3号	令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第4号	令和5年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定
認定第5号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定すべきものと決定

認定第6号	令和5年度安平町水道事業会計決算の認定について	認定すべきものと決定
-------	-------------------------	------------

本委員会に付託された令和4年度安平町一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計決算の審査の結果、6件全て認定すべきものと決定しました。審査の概要をご報告致しますので次のページをご覧ください。

はじめに審査の概要からご説明しますので、委員会審査報告書の裏面決算審査特別委員会審査の概要をご覧ください。

決算審査特別委員会審査の概要

1 審査事件

- (1) 令和6年第7回安平町議会定例会 認定第1号
令和5年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 令和6年第7回安平町議会定例会 認定第2号
令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 令和6年第7回安平町議会定例会 認定第3号
令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 令和6年第7回安平町議会定例会 認定第4号
令和5年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 令和6年第7回安平町議会定例会 認定第5号
令和5年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 令和6年第7回安平町議会定例会 認定第6号
令和5年度安平町水道事業会計決算の認定について

- 2 審査日時 令和6年10月30日(水)10時00分～15時56分
令和6年10月31日(木)10時00分～16時49分

- 3 場 所 安平町総合庁舎議場

- 4 出席委員 三浦委員長、箱崎副委員長、工藤委員、米川委員、鳥越委員、内藤委員、高山委員、梅森委員

5 欠席委員 田村委員

6 委員外出席 多田議長

7 審査のため出席を求めた者

(1) 町事務部局

及川町長、田中副町長、岡総務課長、池田総務課参事、渡邊政策推進課長、山口政策推進課参事、奥田税務住民課長、佐々木智紀税務住民課参事、森池産業振興課長、塩谷建設課長、伊藤建設課参事、下出会計課長、阿部健康福祉課長、小板橋健康福祉課参事、佐々木貴之水道課長、谷村水道課参事、村上総合支所長

(2) 教育委員会事務部局

井内教育長、永桶次長、佐々木英生参事

(3) 監査委員

小川代表監査委員、小笠原監査委員

(4) 農業委員会事務局

島田事務局長

8 議会事務局 木林事務局長、石塚課長補佐

9 審査の経過

(1) 10月30日(水)

本委員会に付託された令和5年度一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の決算審査のため委員会を開催し、開会后、会議録署名委員の指名及び審査方法について諮り、次のとおり決定しました。

①会議録署名委員 2番 米川 恵美子 委員、9番 内藤 圭子 委員

②審査日程 10月30日、31日の2日間

③審査方法

一般会計及び特別会計、水道事業会計について内容説明を受けた後、歳出・歳入の順に審査を行い、質疑の方法は、一般会計の歳出については、事業費目の少ないものは款ごとに、事業費目の多い款については、それぞれページごとに質疑を行い、歳入はページごとに質疑を行うことに決定しました。特別会計及び水道事業会計は、いずれの会計もページごとの質疑とし、各会計とも最後に総括的質疑を受け、討論を行った後に認定すべきものか否か採決することとしました。

なお、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書等の質疑は、関連するページ若しくは総括的質疑において行うこととしました。

④決算審査

一般会計について、副町長から説明を受けた後、歳出 1 款 議会費から審査を行い、8 款 土木費に入ったところで1日目の審査を終了しました。

(2) 10月31日(木)

前日に引き続き一般会計の歳出、8 款 土木費から審査を再開し、歳出の審査を終了した後、引き続き歳入の審査を行い、総括的質疑、討論の後、認定すべきものか否か採決を行いました。

その後、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業、公共下水道事業の4事業特別会計と水道事業会計について審査を行い、各会計ともに内容説明を受け、質疑応答を行った後に、それぞれ認定すべきものか否か採決を行い、付託事件の審査を終了し、最後に審査意見の取りまとめを行い、2日間の日程をすべて終了し、委員会を閉会しました。

10 審査結果

本委員会に付託された令和5年度各会計歳入歳出決算の認定について、慎重に審査を行った結果、一般会計及び4事業特別会計、水道事業会計の全てを認定すべきものと決定しましたのでご報告します。

以上です。

○議長(多田政拓君) ご苦労様でした。ただいま決算審査特別委員長より令和5年度各会計決算の認定については6件全て認定すべきものと決定したとの報告がありました。

お諮り致します。本件については議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で審査を行ったものでありますので、委員長報告に対する質疑・討論を省略し、直ちに会計ごとに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。

これから認定第1号 令和5年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決致します。本件について、委員長報告のとおり認定する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって認定第1号は認定と決定し

ました。

次に認定第2号 令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件について、委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって認定第2号は認定と決定しました。

次に認定第3号 令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件について、委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって認定第3号は認定と決定しました。

次に認定第4号 令和5年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件について、委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって認定第4号は認定と決定しました。

次に認定第5号 令和5年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。本件について、委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって認定第5号は認定と決定しました。

次に認定第6号 令和5年度安平町水道事業会計決算の認定についてを採決致します。本件について、委員長報告のとおり認定と決定する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって認定第6号は、委員長報告のとおり認定と決定しました。

◎ 日程第 8 議案第 1 号

○議長（多田政拓君） 日程第 8、議案第 1 号 安平町都市計画マスタープランの策定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 議案第 1 号朗読

議案第 1 号

安平町都市計画マスタープランの策定について

安平町都市計画マスタープランを別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 18 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

安平町都市計画マスタープランの策定について、安平町議会基本条例第 3 条の規定により提案するものである。

説明に入る前に、本計画につきましては 10 月 24 日開催しました都市計画審議会及び 10 月 25 日開催の議会全員協議会、また 11 月 7 日から 11 月 27 日に実施したパブリックコメントにおいて町民や議会議員皆様からいただいた意見を反映させた内容として策定しておりますことをまずご報告いたします。

それでは計画書に基づき要点を説明させていただきます。はじめに、都市計画マスタープランは合併前の平成 15 年旧早来町時代に策定し合併後もその計画を継承しながら今日まで進めてまいりましたが、計画策定後 20 年を経過し社会情勢等安平町を取り巻く状況は大きく変化していることから、この度安平町版の安平町都市計画マスタープランを策定しました。今回の計画では安平町行政区域全体を計画対象区域とし、都市計画区域は今までどおり早来・安平・遠浅地域とし、総合計画や苫小牧市・白老町・厚真町の 1 市 3 町で構成される苫小牧圏広域都市計画の苫小牧圏都市計画都市計画区域の整

備、開発及び保全の方針に即し他の分野の計画とも連携しながら都市づくりの理念や目標を定めるもので、今後この計画を都市づくりに関する施策の根拠とし、土地利用や都市施設の整備など町の都市計画を推進していきます。

次に5ページから40ページの「第1章 都市の現状と都市づくりの課題」ですが、無作為に抽出した町民1500人を対象にアンケートを行い、まちづくりの課題として人口に関する課題、持続可能なまちに向けた課題、コンパクトなまちづくりに対する課題、田園景観に対する課題、都市を構成する都市基盤の老朽化への対応、災害の被害低減に向けた取り組みの6つを都市づくりの課題として整理しています。

次に41ページから56ページの「第2章 全体構想」ですが、先ほどの課題に取り組むため都市づくりの課題を踏まえ、都市づくりの分野として目指すべき都市づくりの基本的な考え方を5つに設定しました。1つ目が美しい丘陵に囲まれた自然環境と都市活動のための土地使用が調和した美しいまちづくり。2つ目がコンパクトで暮らしやすいまちづくりと市街地間の連携。3つ目が拠点エリア間の連携による都市機能の提供。4つ目が恵まれた立地条件を活かした適切な開発誘導。5つ目が災害に強いまちづくりとしています。この5つの理念を基に都市計画を推進していきます。次に5つの都市づくりの基本的な考え方を踏まえ、将来都市像の設定として美しい丘陵に囲まれた誰もが暮らしやすいまちと定めています。その現実に向け早来駅周辺、安平駅周辺、遠浅駅周辺と追分駅周辺の4地区を結ぶコンパクト・プラス・ネットワーク型を将来都市構造と設定しています。

次に57ページから79ページの「第3章 地域別構想」ですが、安平町を早来地域・安平地域・遠浅地域それと追分地域の4地域に分けて整理しています。各地域の現状、課題、将来像と土地利用、交通施設整備、その他の環境整備の主な方針を示しています。

次に80ページ、81ページの「第4章 実現化に向けて」ですが、今後行うこととして1つ目が都市計画の点検と見直しになります。都市計画基盤調査等を利用しながら必要に応じて都市計画の見直しを進めます。2つ目が住宅団地の整備についてです。最先端半導体工場の開業を見据え、従業員の居住先として積極的に提案していきます。そのため、町内にある未利用町有地を活用した住宅団地の造成、町営住宅や民間賃貸住宅の整備、空き家の有効活用等を検討していきます。3つ目が官民協働の計画の推進として、住民や事業者の協働となって計画を進めていきます。4つ目として計画の見直しです。まちづくりの方向性に大きな変化が生じた場合には本計画の見直しを適宜行うこととします。なお、この計画の目標年次は概ね20年の令和27年としています。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

〔梅森議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 梅森議員。

○11番（梅森敬仁君） 昨日の私の一般質問に関連してなのですが、今の説明の中で80ページのところで、都市計画の点検見直しとかラピダスその他を見据えて積極的に取り組んでいくというお話でした。先日だとあまり影響が少ないのではないかという回答でしたが、主張すべきところが違うと思うのですが、これどちらが正しいのですか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） この計画は、最後にご説明したように20年間という長いスパンの計画ということで構想を描いているものになりますので、昨日の答弁の中では近々での説明かなと思っています。

この都市計画の中はあくまでも20年間を見据えていまして、昨日の部分については今後の計画ということになります。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第9、議案第2号 刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔岡総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。
○総務課長（岡康弘君） 議案第2号朗読

議案第2号

刑法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

刑法等の一部改正により懲役及び禁固が廃止され拘禁刑が創設されることに伴い、改正が必要な安平町条例について整理するため、この条例の制定について、提案するものである。

次のページの条例改正条文の朗読は省略し、3ページの新旧対照表でご説明いたします。3ページの新旧対照表をお開きください。

はじめに今回の条例改正の概要ではありますが、令和4年6月に刑法が改正され、刑事施設における受刑者の処遇のより一層の充実を図るため懲役及び

禁錮が廃止され、これらに変わるものとして拘禁刑が創設され、令和7年6月1日に法律が施行となります。この改正に伴い懲役又は禁錮という用語を引用する安平町の例規に改正が生じたもので、このうち条例では2条例が当該用語を使用していることから、整理条例として一括改正するものです。

第1条関係の安平町議会の個人情報の保護に関する条例については、議会に関連する個人情報を違法に外部提供するなどした場合の罰金刑を規定した第53条から第55条までの規定において使用する懲役という用語を拘禁刑に改めるもので、その次のページの安平町職員の給与に関する条例では、職員が刑事事件等を犯した場合における給与・手当の差し止めを規定した第21条及び第22条で使用する禁錮という用語を拘禁刑に改めるものです。なお、この条例改正のうち安平町議会の個人情報の保護に関する条例につきましては懲役を科する実質的な規定となりますことから、札幌地方検察庁に改正内容の事前確認が行われ、これを経まして今回の条例提案となっております。

施行期日につきましては、冒頭に申し上げましたとおり令和5年11月10日付け政令318号により刑法の改正が令和7年6月1日からの施行とされておりますので、条例の施行期日も同日付けとなります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。本決について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第10、議案第3号 安平町営土地改良事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 議案第3号朗読

議案第3号

安平町営土地改良事業分担金徴収条例の制定について

安平町営土地改良事業分担金徴収条例を次のとおり制定する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

農産物の生産拡大の推進及び生産性向上のため、農地の区画拡大や暗渠排水等の基盤整備をきめ細かく機動的に行う町営土地改良事業の実施に伴い、受益者から分担金を徴収するため、この条例の制定について、提案するものである。

次のページをお開きください。条例本文の説明の前に制定の経緯につきましてご説明いたします。これまで安平町が実施主体で行う土地改良事業については国の事業名にあわせ受益者分担金徴収条例を制定し進めてきましたが、国の事業が目的に応じ多種多様であることから、今後安平町が実施主体で行う土地改良事業の受益者分担金の徴収に対応するため提案するものです。

それでは条例本文についてご説明いたします。第1条は分担金徴収の趣旨について、第2条は分担金の額及び算定基準について、第3条は納入義務者、第4条は徴収方法等の記述、第1項は分担金の徴収時期、第2項は納入通知書による納付、第5条は天災等により納付が困難となった受益者についての

納付期日の変更や減免等についての記述、第6条は委任規定であり、以上全6条からの構成になっております。なお、附則において施行日を交付の日からとしております。また、これまでの徴収条例であります安平町農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業受益者分担金徴収条例は廃止することとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら分担受益者負担を求めるということなのですが、実際にどれぐらいの徴収額になるのかが1点。この条例制定するにあたってどのように協議が進められたか、この2点をお願いします。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） まず受益者分担金の額についてですが、各々事業のメニュー、これまでもいろんな廃止条例の中でも暗渠工事とか排水整備、水田の区画拡大等々色々な事業がありますが、各々国の定額・定率補助があります。事業費全体から国費額を差し引いて残りの部分について受益者負担が生じるということで、いろんな事業メニューがありますが、これまでと何ら変わりのない中身となっています。あとは2つ目の質問についてですが、土地改良事業に基づく事業というのは基本的に受益者負担が付いて回るものです。そのことは当然事業を手上げ方式でやっているのが実態ですから、この受益者分担金の徴収条例についても事業をやられる方がご理解をいただいていると思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） わかっている前提なのでしょうけど。これ変わることによってどうなるということは受益者の方に説明は今後されるのか、それともされて終わっているのか。その辺のところ、すみません。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 既に今年度、畑地化促進に伴う基盤の整備事業に取り組む予定となっておりますが、当然事業に着手する前にこれまでの事業のかかる経費等々含めて受益者負担がある一定程度生じるということはお話をさせていただいた上での条例提案とさせていただいて構いません。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第4号

○議長（多田政拓君） 日程第11、議案第4号 安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第4号朗読

議案第4号

安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、保険医療機関等における被保険者証等の提示について改正するため、この条例の制定について、提案するものである。

改正条文の朗読を省略し、はじめに一部改正の趣旨をご説明いたします。今回提案します条例の改正につきましては、マイナンバー法の一部が改正されマイナンバーカードと被保険者証が一体化することに伴い現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため、条例の文言を整理することが主な内容となっております。

それでは新旧対照表によりご説明いたします。第7条についてですが、マイナンバーカードと被保険者証が一体化することに伴い従来の被保険者証が発行されなくなるため、受給者証の提示に関する文言を改めるものとなります。また、この条例は公布の日から施行し、令和6年12月2日に遡及して適用することといたします。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら保険証が発行されなくなることによって受給者証も一体化されるために発行がされないという、そのように変わっていくという理解でよろしいですか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 現状では基本的には保険証と紙の受給者証を医療機関に提示して医療にかかるということになりますが、今後マイナンバー法の改正等によりこの受給者証もマイナンバーカードの中に一体化して受診するという部分も、今後検討には入っていると聞いています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） そういったところの周知をどうしていくかというのと、マイナ保険証を取得されていない方にも確か資格証明書が発行されて今持っている保険証は使えるとか、そのマイナ保険証、資格確認証が出されることによって保険はかかるといったところの、その周知はどのように行っていくのか。その辺も含めお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 受給者証については、紙の受給者証は今後も発行するので今のところトラブルは全く考えていません。

あと保険者証は資格者証に変わる部分については、何月かは忘れてしまったのですが広報等でその内容についてはお知らせしている部分がありますので、そちらで確認をされていると考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば受給者証は紙で発行されるのですが、例えばマイナンバー保険証でトラブルが起きて受けられませんでしたとか資格確認できませんでしたって今後もあるようだったら、その時はこのように対応してくださいというマニュアルみたいなのが国から来ているのかどうか。無ければ町としてはどう対応していくか。この2点最後をお願いします。

[阿部健康福祉課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 今のところ現在は基本的に保険者証が発行されていますので、基本的に保険証で病院にかかっている方が多数だと思います。ただ、12月2日以降は資格者証を交付していますので、新規で国保に入った方といった方については窓口で資格を取得する時にお話したり。ただ、マイナンバーカードでトラブルが起きて医療にかかれなかったということは聞いていませんし、基本的には無いものと考えています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 結構、老人クラブの人たちの中でも話題になっているのですが。このマイナンバーカードに紐づけしていない保険証というのは、どれぐらいあるのか把握できていますか。それからクラブの方で、個別に説明するのではなくて担当の人が集会の時に説明に来ていただくということはお願ひしたら可能なのかどうか伺います。

[阿部健康福祉課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 現状では被保険者証は発行していますので、大多数の後期高齢者の方も保険証で病院にかかっている実態があります。新規に75歳になられて、保険証が発行できませんので、そこは資格者証を発行している部分がありますので。そこは資格者証で医療にかかっていたかというふうになっています。あと、その老人クラブとか各サロン活動をやられていますので、そこに担当者を派遣して今回のマイナンバーの関係についてご説明するということはあらかじめ想定していましたので。来年になってしまっていますが、やっていきたいと考えています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第5号

○議長(多田政拓君) 日程第12、議案第5号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。提案説明を求めます。

[渡邊政策推進課長挙手]

○議長(多田政拓君) 政策推進課長。

○政策推進課長(渡邊匡人君) 議案第5号朗読

議案第5号

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

苫小牧市との間において、次のとおり定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結したいので、議会の議決を求める。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

下水汚泥及びし尿処理の広域化・共同化に資するため協定の一部を変更したので、安平町議会基本条例第3条第4号の規定により提案するものである。

変更する協定の内容については裏面にある協定書（案）に沿って説明いたしますので、次ページをお開き願います。

それでは協定書案を読み上げる形でご説明いたします。苫小牧市と安平町は平成27年3月24日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。別表1(6)に以下のとおり加える。

それでは表の内容について説明いたします。今回追加される協定の内容は、表の左の欄に記載されている下水汚泥・し尿処理の広域化・共同化としております。この取組の内容については記載にありますとおり下水汚泥・し尿処理の効率化を図るため、圏域内で排出される下水汚泥・し尿処理の共同化に取り組むこととしております。次に甲である苫小牧市の役割については、乙と連携し、受入施設及び処理に必要な下水道施設の整備・運営における中心的な役割を担うとし、乙である安平町の役割については、甲と連携し、受入施設及び処理に必要な下水道施設の整備・運営を推進するとしております。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のと

おり可決されました。

◎ 日程第13 議案第6号

○議長（多田政拓君） 日程第13、議案第6号 安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）の指定管理者の指定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
○教育委員会参事（佐々木英生君） 議案第6号朗読

議案第6号

安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）の指定管理者の指定について

次の団体を安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）の指定管理者に指定したいので、議会の議決を求める。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

安平町スポーツセンター（本館）及び早来公民館（町民センター）の指定管理者を指定するため、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により提案するものである。

裏面をお開きください。

記

- 1 施設の名称 安平町スポーツセンター（本館）
早来公民館（町民センター）

- 2 指定管理者 都市総合開発 株式会社
苫小牧市柏木町1丁目23番7号
代表取締役 野津手 康弘
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

次ページ参考資料をご覧ください。

本件につきましては2団体より申請をいただき、審査結果につきましては記載のとおり候補者が348.3点となっております。

選定理由でございますが、利用者サービス向上のため世代別スポーツ振興をはじめ地域の団体と連携した利用促進及びスポーツを通じた地域振興に十分配慮した多彩な提案がなされている。また、施設の効用の最大化を図るために各種健康づくり教室の提案やスポーツセンターと公民館の連携による事業展開等、利用促進に向けた具体的な取り組みも示されている。これまで5年間のスポーツセンターの施設管理運営実績からも施設の安定的かつ効率的な運営が期待でき、他の申請団体に比べて総合的に優れていると判断し、上記団体を指定管理者候補者として選定したものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。

- 3番（小笠原直治君） 確認のために質問するのですが、確かこれスポーツセンターの本館の指定管理の中について、いろんな議論が起きまして、私は当時、経済常任委員会に所属してまして商工会との話し合いの中で、なぜ地元企業に落ちなかったのかという質問をされました。そこで当初教育委員会が言っていたのは、いわゆる都市総合開発とシンコースポーツ北海道株式会社が一つになって都市総合開発シンコースポーツコンソーシアムという会社を作って落札をした経緯だろうと、そうすると、その時になったのは地元の業者との違いというのはシンコースポーツが付いていて、それなりのインストラクター含めて強みがあるからここを選びましたよという答弁だったですね、どうして点数が高かったのかと言うと、そうすると今回、会社名が一つ

無いのですね切れて。ということは、シンコースポーツ北海道が離れて単独の都市総合開発が来たという認識でよろしいですか。そうすると当初の前回、令和2年から4月1日の来年の3月31日の間に作ったシンコースポーツの部分の強みはどこが担うのか。どうなっているのかお知らせください。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 今期の決定の際の選定理由ですが、都市総合さんとシンコースポーツさんの共同体により応募いただいて選定させていただいたわけですが、シンコースポーツさんがより指導者の派遣、シンコースポーツさんも優れているのですが、あわせて都市総合さんも他市町でプール等の指定管理をやられていますので両者ともに指導者の優位性がありまして、今期については選定させていただいたところです。ただ今期の経営状況、それぞれの共同体の中の実態等を見させていただきますと、その指導ですとか管理の部分は概ね都市総合さんが担っていただいて、シンコースポーツさんは受付の部分を主に担っていただいていたので、今回都市総合さん単独での応募となりましたが、そこにつきましては管理運営の部分については十分期待できると考えています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） いや、佐々木参事それはおかしいでしょ。受付しかしていなかったの、そのシンコースポーツって。当時の説明違ったでしょ。シンコースポーツ北海道は全国的シェアの中で関連が持っていて、彼らのノウハウを受け継ぐから、それで一緒に共同体の中でやっているから選びましたよって。今聞いたら受付しかしてないって。当時そんなシンコースポーツなんて要らなかったでしょそんなんなら、受付だけなら。ちょっと話が合わないのではないですか当時の説明と。私、十分やった経緯覚えているのです、商工会から指摘されたことがあったものですから。そこ含めどうですか、もう一回。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） シンコースポーツさんについては議員おっしゃられるとおり全国展開をされていて、全国的にもかなり実績のあるところです。また、都市総合さんとシンコースポーツさんについては、他市

町でも共同体を組みながら実際指定管理している施設もあるところでは、その中で、ここは共同体ですので、その全国的なノウハウ等は共同体の中で共有されて実施されていると思いますが、その雇用その他の部分については、スポーツセンターについては主に都市総合さんの方で担っていましたが、そのシンコーさんの全国的な実績は当然共同体ですので、そのノウハウ等十分共有されてこの5年間やっていただいたものと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） この参考資料の中で審査結果という点数表があります。片方は都市総合開発の他にAという記載されていない、会社名が書いていないところでの点数の差が出てきているという。正直なところ誰なのかわからない。この決定に至ってはプロポーザルなのかも、よくわからない。この決定の過程の中でこの表記にあるA社とは一体どこなのか教えていただけますか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 審査結果の表記方法かと思いますが、今期の議決の際にもお話にもなったのですが、基本的には応募いただいた当選落選と出る中ですので、その議論の中で落選者の批判的なところにもつながる可能性もある形で基本的には伏せさせていただいています。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） それでは採点の結果だけ出てきたって何も実績等の判断のしようがない。正直なところ、この点数を書かれたって何の意味があるのかよくわからないのです。相手方がどんなところが出てきたのかもわからないのです。それでこの1社だけを良いんじゃないかと評価されていますが、これでは全く中身の説明になっていない。比較をしているのに比較されている相手名もわからなければ、それで何とかしろというのはちょっと腑に落ちません。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） この表記については今後検討課題とさせていただきますが、名称には関わらずA社という表記にはなっていますが、2社中の1社の評価という考えで選定委員の中の結果と捉えてご理解いただければと思います。

[小笠原議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） まさか、このシンコースポーツ株式会社ではないですね。確認しますよ。まさか違うでしょ。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 答弁調整させていただいてよろしいですか。
- 議長（多田政拓君） 暫時休憩します。

（暫時休憩）
（理事者側協議）

- 議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。先ほどの質問に対しての答弁は可能ですか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 大変申し訳ございません。参考資料の表記、Aとしていましたが、公表できないという答弁をさせていただきましたが、このAの業者についてはシンコースポーツ北海道です。
- 3番（小笠原直治君） ちょっと待って、

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。
- 3番（小笠原直治君） いやいや議長、ちょっと待って。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） だって今まで5年間一緒にやってきてだよ。割れて、何の評価が、割れるっていうことは考えられないでしょだって。5年間やってきて共同体でやってきて割れました、分けました、こっちです。どうしてそんなもの点数付けられるの。どうやってこの点数の差が出てくるの。共同体が良くて選んだのでしょ前回は、ここが一番だって言って。今回それ分離した時に。おかしくない、饅頭一つ半分割ってどっちおいしいですかって同じじゃないですかそれ。参事そうなるでしょ考え方で。点数が付けようがないでしょ、同じ饅頭半分にして喰って味どうですかって同じじゃないですか、例え悪かったとしても。議長ちょっとこれ腑に落ちないですよ、これ。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 議員ご指摘のとおり今期共同体で選定させていただいた業者がそれぞれ、詳細については承知しておりませんが、それぞれがこのスポーツセンター及び公民館の業務について単独で十分可能であるとの判断から2社に分かれて応募いただいたものだと思います。我々としましても今期共同体という業者でしたが、実態としては議員おっしゃるとおり分かれたものではございますが、我々としてもまた共同体とはまた別な、新たな事業所という形で選定評価させていただきました。その提案の中で主に差が出たところはやはり施設の効用の発揮というところで、自主事業とか主導の部分、それから一番肝心のところ、この審査結果で言うと安全管理能力というところで専門職、技術職の配置という視点で評価させていただきましたが、この候補者の方がより専門職、技術職については安定的に確保できるものという評価から今回の候補者を選定させていただいています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） どうしてこれもう一本の会社を隠したのですか。審査結果のところの申請団体のところにも他1社と書いて。1社じゃなくてシンコースポーツって書けば良かったのに、それ1社になっていますし。そして今問題になっていますところの表も、どうしてこれ隠したのかね。まずそのところが不思議なのですが。お答えをお願いします。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 米川議員がおっしゃるとおり伏せておりますので隠したということになってしまうのかもしれませんが、ここは前回もこのようにしたということで、これは担当の認識不足と言いますか勉強不足、結果的にご質問いただいて公表させていただいていましたので、ここについては次回について改善させていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 基本的な事項としては決定したところのみを公表するというので取り扱っておりますのと、ちょっと細かいところまで調べさせていただきませんが、この公表の部分、相手方もあるものですからこの辺の公表をしていいかどうかは今即時でお答えできないものですから。ただ、基本的には決定したところのみ公表しているのが現状です。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 一番問題なのは安全管理能力のところの違いがわかったから決定したというのですけどもね。これの評価はどのように、安全管理という項目というか細かな管理についての内容はどうなっていてどう評価をしたのかお尋ねします。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 先ほどの答弁と重なってしまうかもしれませんが、一番には施設の管理を安定して行う人員、専門職、専門的な知識及び技術を要する職員、ここがしっかりと配置いただけるか。こういったところが一番重要視しているところです。その人員配置があつてこそその安定的な管理運営ができるものと考えていますので、ここの部分についてそれぞれ2社の応募があつたわけですが、より候補者の方が安定的に既に人員も確保されていますので、そういった評価をさせていただいています。評価結果については点数表示になってしまいましたが、参考資料の点数が評価になろうかと思ひます。

[米川議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 専門的な技術とか能力っていうのは、その専門というのは何を指しているのですか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） スポーツセンター、町民センターの指定管理ですので一番には専門職というところではと言いますと水泳指導とか様々な指導、それから利用者の相談といった専門的な知識を有する方の配置を望んでいます。また、技術職で言いますと一般的な設備、例えばボイラー。資格所有者を求めていますがいませんが日常点検等ができる方というところと、スポーツセンターの一番の特徴としてはアイスアリーナがあります。ここの製氷技術を有している方は直接リンク状態に影響してきますので、その技術者が確保できるかどうかを重点的に選定項目という形でさせていただいています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[三浦議員挙手]

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 今、話を聞いていたら2社で共同体でやってきて今まで議論してきた経緯もありますが、物価高騰もあるから苦しいからって次から次へと補正をし、補助をし、1800万程度入れて黒字ですと出してきたのですけども。2社で共同体でやってこられてその状態で、分かれました、出しましたそのところに頼みますと言ってそういうことが今後起きないのか。協定書の中身含め出されていないので、ちょっとそこら辺のところはどういうあれで提案されてきているのか伺います。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 分かれた理由は正直なところ把握していませんが、一般的に考えられるところとしては例えば人件費にかかる一般管理費の部分とか、もしくは業務の分担でそれぞれ両社の考えがあったのか。また、それぞれ人員確保単独でできるもの、一般的には単独でできるというこ

とで応募いただいたとは思いますが、そういう考えのもとそれぞれ分かれた応募になったのかと思います。あくまでもここは詳細については把握していませんが、一般的に考えるとそういうところではないかと推察しています。また、当然選定する上で今まで2社だったのが1社になったところはこちらでも実際にできるのかどうかは当然の視点であろうかと思えます。ただ、候補者として今回提案させていただいた業者については、スポーツセンターの実績、他の施設の実績、その辺を勘案しても全く問題無いものという結果になりまして候補者として今回提案させていただいたものです。当然他の市町でもありますが、そもそもが運営できないものとなれば候補者無しとして再公募をかけるものでもあろうかと思えますので、今回について候補者とあげさせていただいた業者については、これまでのスポーツセンターの維持管理プラスアルファを望めるものとして今回提案させていただいたものです。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） これはこのケースだけではないと思いますが、例えば共同事業体として受けていた。半分に割ったからと言ったってその能力がその会社社が同等でないというのが普通だと思います。ですからその差が出てくるのは、これは自然のことだと思っておりますし、またその審査基準があって点数を付けていくわけですから、例えばその応募者がいろんなプロポーザルがあって3社4社の場合もありますし、1社しか来ないプロポーザルもあります。そこはきちんと点数があって、それを超えなければそこは成立しないわけですから。ですから2社があって片方がAだからどうのこうののではなく、そこはホームページの公表でもそのプロポーザルで決定したところしか上げていなかったということもありますので、そこは先ほど答弁したとおりですが、その点数がきちんと基準をクリアしているということが一番重要ではないかなと。これからこの都市総合開発が今までの実績も十分ですが、これからに向けてのプレゼンをプロポーザルの中では行って来たということで、その評価の差がこれだけの大きな点数の差につながったと私は理解しています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） どうもわからないのですが、審査結果の点数を書かれているのですが、どういう基準でこういうふうに差がついたのかもわかりづらいですし、どうしてそうなるのか、わからないのですよね。じゃあ1社この決まった方をお願いすることになったとして、そしたら今後は、協定書の

中身がわからないのでリスク分担とかもわからないので、今後物価が上がりましたとか経営がうまくいっていませんと言ったら利用料入っているけれどもまた補填しますってならないのかなって思うのですが、そこら辺何ともちょっとわからないのですが。今後はそういうふうに赤字補てんを続けてやっていくということがそうそうあまりないということによろしいのでしょうかね。2社が1社になったら余計心配だなというのが、しつこいのですがそういう気持ちがあるので、ちょっとお願いします。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 協定書については議員協議会等でお示しして議員皆様からご意見等いただいておりますので、それを参考に今後締結させていただきたいと思っております。また、基本的には議員協議会、これまでの議会でも各議員からご質問いただいておりますとおり、基本的には今回お示しした基準管理費、応募者からあった基準管理費。ここをベースにご決定いただけましたら今後協議に入るわけですが、基本的には5年間これでやっていただくというのはこれまで答弁させていただいたとおりです。ただし、この今期の5年間はこの基準管理費を、これもこれまでのご答弁と重なるところがあるかと思いますが、基準管理費を算定した当時より想定できない、想定されなかったほどの燃料費、電気料の高騰があったことからリスク分担表の欄外にはなりますが、そこにそういう想定外の事案については協議するということに基づいて現在、これまでも支援金という形で支出させていただいております。ただ、2期目についても現時点での単価等用いまして基準管理費を設定しておりますので基本的にはこの金額でやっていただきたいところですが、繰り返しになりますが電気料、燃料といったところは国際情勢等にも影響されるところですので、なかなか想定はできないところで支援をさせていただいております。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 欄外に協議と書かれて、これでやっていくって。そこら辺も明確にないといくらでも入れることができますし、そうなると指定管理本来の目的が経費削減という、それに質の良いものという目的が果たされなくなっていくと思うのですが。物価高騰が想定外というのも抽象的な表現ですし、そうなっていくとそこら辺どうなっているって説明がつかなくなると思うのですが。そういうグレーな部分をあまり残さない方がいいのかなと思うのですが、いかがですか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） その辺のご意見についても議員協議会においていただいたところでして。内部でもいろいろ検討させていただきましたが、原則的な部分の、事例としてはやり方はあくまでも協定ですので両者が合意すればできることはあるかと思いますが、基本的には原則5年間やっていただきたいというところは当然あります。ただ、5年間極力その金額でということですが、可能性は低いかもしれませんが今度下落というところも出てくるかと思いますが。そこについては今後の5年間において真逆の事態に陥れば、それはそれはこちらから協議させていただいてそのような申し入れ等もさせていただきたいと思いますので、その経費削減というところについては当然そうかと思いますが、そのような考えで進めていきたいと考えています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[小笠原議員挙手]

- 3番（小笠原直治君） 議長もう1回お願いします。
- 議長（多田政拓君） 数がだいぶ多いですが。どうぞ。
- 3番（小笠原直治君） すみません。この議論をやったのは8月26日に全員協議会でやっているのです。それで付いた資料は、私たちに配られたのは2社の都市総合開発、シンコースポーツシェアのものを協定書、こういうふうにやりたいという説明を受けているのだよ。そこだけ言ってよ、協定書皆に配ってやったでしょって言ったけれども。頭の部分は違ってきますよね。中身は変わらないでしょ。中身は変わらないはずなんだ、協定書の中身。これでしょ私たちに配ってくれたのは、26日に配ってくれたのは。
- 議長（多田政拓君） 確認できますか。
- 3番（小笠原直治君） 8月26日だよ。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 10月11日。
- 3番（小笠原直治君） 2回やったっけ。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） はい。
- 3番（小笠原直治君） あ、ごめん。したら1回目でこれくれたってことかい。2回目に新たにくれた。10月に。
- 4番（鳥越真由美君） 貰っています。
- 3番（小笠原直治君） 新たに。
- 4番（鳥越真由美君） はい。10月11日に。

- 3番（小笠原直治君） 貰っている。同じではないんだね。
- 4番（鳥越真由美君） はい。違います。
- 議長（多田政拓君） 確認できましたか。
- 3番（小笠原直治君） はい。わかりました。
- 議長（多田政拓君） では、答弁はよろしいですね。
- 3番（小笠原直治君） はい。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） 皆さんいろいろな質問をされて、私も質問させていただきましたが、この評価の付け方については非常に疑問が残ります。正直なところ、この点数の評価の出し方は全くわからない。それで今まで一緒にやられていたお方と分かれた形の会社がそれぞれという評価の点数の付け方、こういったものは非常にわかりにくいと。A社は全部、都市総合開発よりも劣っているというこの点数の具合。ということは最初からA社はそんなに良くなかったところだったんだという表現、でもこのプロポーザルに参加してきた流れになっていますけれども、私どもとしては前回この会社を決める時にいろいろな、小笠原議員がおっしゃったとおり地元の企業に対して何とかというお話もあったせいもありますが、今回の決め方についても普通にやっていたら、この説明も最初からわかる説明にしていただけなものだと思いますが、そうではなかったというところはもう一度考え直していただくべきだと思ひまして、私は反対させていただきます。

- 議長（多田政拓君） 只今、高山議員から本案に反対の発言がありました。
それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 賛成の発言はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) これから議案第6号、安平町スポーツセンター(本館)及び早来公民館(町民センター)の指定管理者の指定についての採決を行います。この採決は起立によって行います。起立されない方は反対とみなします。

それではこれから議案第6号を採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成議員起立)

(賛成: 鳥越)

(反対: 工藤、米川、小笠原、三浦、箱崎、内藤、高山、梅森)

○議長(多田政拓君) 起立少数です。着席ください。起立少数につき議案第6号は否決されました。

◎ 日程第14 議案第7号

○議長(多田政拓君) 日程第14、議案第7号 令和6年度安平町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[田中副町長挙手]

○議長(多田政拓君) 副町長。

○副町長(田中一省君) 議案第7号朗読

議案第7号

令和6年度安平町一般会計補正予算(第10号)について

令和6年度安平町一般会計補正予算(第10号)を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

ふるさと納税システム運用業務委託料の増額等により、令和6年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊、補正予算書をご覧ください。

議案第7号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第10号）

令和6年度安平町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,599千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,886,177千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更、廃止は、「第3表地方債補正」による。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和6年度安平町一般会計補正予算(第10号)について提案説明をいたします。今補正の主なものにつきましては、歳入では寄付金としてふるさと納税の増額分6070万8000円の増額など、歳出ではふるさと納税の増額に伴うシステム運用業務委託料3524万3000円の増額などです。

それでは歳出から説明いたします。17ページをお開き下さい。2款総務費1項1目一般管理費(1)表彰者等選考委員会運営経費及び(2)表彰等経費は執行残の整理で、(3)雇用対策事業は人員不足により雇用人数を増加したため増額するものです。18ページ、(4)庁舎事務機器経費はプリンタの故障により一時的にコピー枚数が増えたため増額するもの。(5)その他

一般管理経費11節通信運搬費は、郵便料金値上げにより予算が不足するため増額。手数料は新型コロナウイルスのPCR検査実施見込みがないことから減額。ふるさと納税システム運用業務委託料は、ふるさと納税の歳入増額に伴う運用経費増額分です。2目電子計算費(1)防災行政情報告知ネットワーク構築事業は執行残の減。(2)電算機器等管理経費は電柱所有者からの移設要請により増額するもので、5目職員健康管理経費は委託単価の変更に伴う町職員総合検診審査業務委託料の増額です。19ページ、7目財産管理費(1)公用車管理経費10節燃料費は燃料使用量及び単価上昇により今後不足が見込まれることから増額するもので、修繕料は公用車の修繕料に今後不足が見込まれることから増額するもの。13節は高速道路の利用増加に伴い使用料が不足するため増額するものです。(2)庁舎管理経費10節は庁舎のボイラーなどの修繕を行ったため増額するもの。12節施設管理業務委託料は最低賃金の引上げに伴う単価見直しにより増額するもの。ガラス・サッシ清掃業務委託料及び樹木等管理業務委託料は事業完了に伴う執行残の整理です。13節は執行残の整理で、14節は追分地区にある大型車庫のシャッター修繕を行うものです。(3)町有施設管理経費は当初予算で計上していたものですが、工事に必要なLED照明灯具や支柱などの資材調達に時間を要すること、民間工事などで町内電気業者が多忙なことから今年度における事業完了が困難と判断し減額するもの。20ページ(4)福祉バス運行経費は、運行に係る時間外及び宿泊料金の増によるものです。10目企画費(1)地域公共交通対策事業7節は共通回数乗車券の購入者増によりポイント付与額が増額、13節は共通回数乗車券の利用者増により増額、18節は早来エリアへのハイヤー再開に伴う利用者の増によるもので、(2)まちづくりファンド基金積立金は、ふるさと納税の増額に伴い積立金を増額するものです。11目まちづくり推進費(1)定住促進事業10節及び13節は、おためし体験住宅の利用増により今後不足が見込まれることから増額するもので、11節は事業完了による執行残の整理です。21ページ13目核兵器廃絶平和宣言費は事業完了による執行残の整理。15目財政調整基金費(1)市町村備荒資金組合納付金は配分金額が確定したため減額するもので、(2)まちづくり基金積立金及び(3)産業づくり基金積立金、(4)ひとづくり基金積立金は、いずれもふるさと納税など寄付金の増額補正により積立金を増額するものです。22ページ、5項1目統計調査総務費は町史編さん員の費用弁償で、経理事務の誤りにより令和4年度から遡及分を計上するもので、2目各種統計調査費は統計調査市町村交付金の決定によりそれぞれ増額するものです。

3款民生費1項1目社会福祉総務費(1)国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金などの補正に伴う繰出金の減額です。23ページ、5目ぬくもりセンター施設費10節は栄養指導室の調理器具の更新を行うもの、12節施設管理業務委託料は委託料に含んでいる電気料金及び燃料費が契約時の算定額を上回る見込みであることから増額するもので、ぬくもりセン

ター暖房配管調査・気密試験業務委託料は、暖房パネルヒーターや床暖に不調が続いているため配管等の調査を行うものです。14節はぬくもりの湯休憩スペースのエアコン設置に伴う工事費及び温度管理を行うため部分的にカーテンを取り付けるもので、17節は利用者の利便性を図るため栄養指導室のオープンレンジを更新するものです。7目子ども医療費、24ページ、8目重度心身障害者医療費は、いずれも受診件数の増加などによる増額です。9目高齢者福祉費（1）北海道後期高齢者医療広域連合経費は令和5年度の負担金確定による減額で、（2）後期高齢者医療事業特別会計繰出金は保険基盤安定負担金などの補正に伴う繰出金の減額です。（3）福祉灯油特別対策事業は在宅の低所得者、高齢者等の負担軽減策として物価高騰対策の現状を踏まえ1世帯当たり1万円の助成を高齢者世帯768件、ひとり親世帯24件、しょうがい者世帯24件に対し申請率50%を見込んで計上するものです。10目高齢者福祉施設費（1）高齢者施設管理運営経費は退去に伴う施設修繕の町負担分の増額補正、（2）認知症グループホーム改修事業14節は執行残の整理で、17節はグループホームさかえのシャワーチェアを購入するものです。25ページ、（3）デイサービスセンター改修事業は、デイサービスセンターサックルの特殊浴室暖房取付け工事を行うものです。11目介護支援費（1）介護保険事業特別会計繰出金は介護保険事業特別会計の補正に伴い繰出金が増額するもので、（2）介護職人材育成・確保対策助成事業は、事業内容を見直し次年度以降に再構築を図るため今年度の実施を見送ることから減額をするもの。（3）介護支援事業経費は地域包括支援センターの備品購入費で、パソコンや電気自動車を寄付金を活用し購入します。12目しょうがい者福祉費19節は当初予算の96名から10月末現在108名へと利用者の増加に伴う増額で、22節は実績報告等に伴う過年度償還金で、内訳は説明欄に記載のとおりです。26ページ、2項4目認定こども園等運営経費も過年度償還金で説明欄に記載のとおり、5目児童手当費19節は児童手当制度改正に伴い18歳までの対象者が拡大されたこと等により、延べ2168名から延べ2851名へと支給対象者の増により増額するもの、22節は過年度償還金で説明欄に記載のとおりです。

4款衛生費1項1目地域保健費は、あびら追分クリニックのエアコン設置に係る工事費の計上で、27ページ、2目予防費（1）健康診査事業は受診案内や健診結果に係る郵便料で、料金値上げにより増額するものです。（2）予防接種事業は過年度償還金で説明欄に記載のとおりです。3目母子保健費17節は明治安田生命保険相互会社からの指定寄付金を活用し経年劣化に伴う備品更新を行うもので、身長計付き体重計などを購入します。19節は町外での予防接種が増えたため増額するもの。22節は実績報告等に伴う過年度償還金で、内訳は説明欄に記載のとおりです。4目霊場費は早来斎場のロール網戸の修繕料などの計上。28ページ、5目環境衛生費はアドバイザーの出席回数が増などにより増額するもので、3項1目水道費は水道事業会計の補正に伴う増額です。

5 款労働費 1 項 2 目労働会館施設費 10 節は電気料金の増大により不足が見込まれるため増額するもの。12 節は最低賃金の改定に伴い管理業務委託料を増額するものです。

29 ページ、6 款農林水産業費 1 項 3 目農業施設管理経費は、あびら交流センターのエアコン設置に係る工事費の計上。4 目農業振興費はアライグマ処理施設設置に伴う電気料の計上で、5 目畜産業費は旭陽牧場の指定管理者である J A とまこまい広域から今年度大量発生したピロプラズマ症の影響により入牧料の減収が著しく、最終赤字分見込相当額の支援要望があり運営に瑕疵がないことから増額対応するものです。30 ページ、7 目安平川地区国営土地改良事業費 10 節は施設のポンプ稼働時間の増などにより電気料に不足が見込まれることから増額、13 節は下水道の使用開始に伴い予算計上するものです。9 目ダム管理費は取水塔ゲート操作盤の修繕などを行うもの。2 項 2 目林業振興費は事業費の増加に伴い増額するものです。

31 ページにまたがる 7 款商工費 1 項 1 目商工業振興費 (1) 企業誘致推進事業経費はサテライトオフィスの電気料で、実績等から不足が見込まれることから増額、(2) にぎわい交流館管理経費 10 節はラピアの電気料金増大により不足が見込まれることから増額するもので、14 節はラピアのエアコン設置に係る工事費の計上、(3) 工業団地等管理経費は臨空浄水場の除湿器故障により更新を行うものです。32 ページにまたがる 2 目観光費 (1) 観光事業経費は地域おこし協力隊員の未着任による減額で、(2) 物産館管理経費 12 節は最低賃金の改定に伴い管理業務委託料を増額するもので、14 節は物産館のエアコン設置に係る工事費の計上です。3 目道央新事業創出促進事業費は人事院勧告に基づく人件費の増で、負担金が増額したものです。

33 ページにまたがる 8 款土木費 2 項 1 目道路橋りょう総務費は、除雪トラックなどの冬タイヤの劣化が激しく交換の必要が生じたことから増額するもの。2 目道路維持費 (1) 道路施設等維持管理経費は舗装修繕箇所が例年以上に多かったことにより増額するもの。(2) 除雪対策経費はシステム上で夜間単価を設定し稼働時間を計上する為の改修などを行うものです。3 目道路新設改良費は追分市街 4 号線改良舗装工事業執行を令和 7 年度に先送りするため今年度予算を減額するもの。4 目橋りょう維持費 12 節橋梁修繕工事設計業務委託料は事業完了に伴う執行残の整理で、道路橋点検業務委託料は点検橋梁数増による協定変更見込額により増額するものです。34 ページ、3 項 1 目河川維持費は河岸崩れ等の被害箇所が発見されたことに伴い増額するもの。4 項 2 目公園費 (1) 鹿公園管理経費は執行残の整理で、(2) ときわ公園管理経費 10 節はキャンプ場炊事場柱材の腐朽による崩落等の危険があるため修繕を行うもの。14 節は執行残の整理です。5 目公共下水道費は下水道事業会計補正予算による繰出金の減額です。35 ページ、5 項 1 目住宅管理費は令和 4 年度・5 年度の公営住宅家賃の積算誤りによる還付金の不足により増額するもので、2 目住宅建設費は執行残の整理です。

9款消防費1項2目災害対策費は半導体等材料調達困難に伴う価格の高騰のため負担金が増額したものです。

36ページ、10款教育費1項3目義務教育費は電気料金の増額で、4目教育振興費は防火管理者受講料の計上、5目教員住宅管理費はボイラー交換の修繕料などの計上、6目スクールバス管理費は経年劣化による突発的な修繕が増えており予算の不足が見込まれることから増額するものです。37ページにまたがる2項1目学校管理費及び3項1目学校管理費10節は燃料単価の上昇による増額、17節は故障した冷蔵庫を買い替えるものです。5項3目公民館費10節光熱水費は電気料金の上昇による増額、修繕料は修繕箇所の追加に伴う増額で、17節は遠浅公民館の印刷機を購入するものです。38ページ、6項2目生涯スポーツ振興事業費は諸収入の減額補正に伴い財源振替を行うもの、3目体育施設費は修繕箇所の追加に伴う増額、4目学校給食費は電気回転釜の修繕などを行うもので、5目スキー場管理費は背負式パワーブローアー購入するものです。7目スポーツセンター管理費はスポーツセンター整備事業で地方債の追加要望により財源振替を行うもので、39ページにまたがる8目野球場管理費はいずれも執行残の整理です。

11款公債費1項1目元金は、起債借入後10年経過の利率見直しに伴う増額で、2目利子は利率見直し及び令和5年度借入利率確定による減額です。

40ページ、12款給与費2節は短時間勤務からフルタイム勤務に変更になったため増額するもの。3節時間外勤務手当及び特殊勤務手当は勤務実績等により不足が見込まれることから増額するもの。児童手当は制度改正による支給対象者の拡大のため増額するものです。

14款災害復旧費は、いずれも8月の大雨による災害復旧事業で地方債の要望を行ったため財源振替を行うものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので8ページをお開きください。

10款国有提供施設所在市町村交付金は交付額決定によるものです。

9ページにまたがる15款使用料及び手数料1項7目土木使用料及び8目教育使用料は、いずれも決算見込によるものです。

10ページにまたがる16款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金1節及び2節は歳出の増額補正に伴う国庫負担金の増額で、3節は国民健康保険に対する保険基盤安定負担金の決算見込みによるものです。

11ページにまたがる17款道支出金1項1目民生費道負担金1節及び2節は国庫負担金と同様で歳出補正に伴う道負担金の増額、3節は国民健康保険及び後期高齢者医療に対する保険基盤安定負担金の決算見込によるもので、4目農林水産業費道補助金は胆振東部地震被災森林再生加速化事業交付金に対し2分の1の補助となっています。12ページ、3項1目総務費委託金はいずれも決算見込みによるものです。

13ページにまたがる18款財産収入1項2目利子及び配当金は、配分金額が確定したため減額するものです。

19款寄付金1項2目指定寄付金は、ふるさと納税の増額計上及びその他指定寄付を受けたもので内訳は説明欄に記載のとおりです。

14ページ20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、3目まちづくり基金繰入金及び4目産業づくり基金繰入金、6目ふれあい基金繰入金は充当事業の補正等によるものです。

15ページ、22款諸収入4項2目過年度収入は、いずれも実績報告等によるもの。内訳は説明欄に記載のとおりで、6目雑入は決算見込によるものです。

16ページにまたがる23款町債1項2目総務債は地方債の2次要望により増額するもの、4目土木債は令和7年度に事業を先送りしたため減額するもので、5目教育債は増額要望によるもの、6目災害復旧債はいずれも8月の大雨による災害復旧事業で新たに地方債の要望を行ったため計上するものです。

次に債務負担行為の補正について説明します。4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正は追加として、スクールバス更新事業、限度額3856万3千円は令和7年度中に納車されるよう債務負担行為により早期に発注するものです。

次に第3表地方債補正は追加として、道路橋りょう災害復旧事業の限度額を30万円、河川災害復旧事業の限度額を160万円として起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。5ページ、変更として公共施設整備事業の限度額を7120万円から7360万円に、防災支援施設整備事業の限度額を4億5750万円から4億7890万円に、スポーツセンター整備事業の限度額を4900万円から5500万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。次に廃止で、追分市街4号線改良舗装事業は事業中止によるものです。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7359万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億8617万7000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

当初、議案番号10号と読んだのは補正予算番号を読んでしまったためのものでありまして、議案番号7号が正解でございます。あらためてお詫びを申し上げます。

○議長（多田政拓君） ご苦労様でした。説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。

歳出17ページをお開きください。17、18ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 18ページの真ん中ら辺の12委託料のふるさと納税シス

テム運用業務委託料なのですが、こちら増額の要因、納税額が増えたことによるのか何なのか、この要因をまずお知らせをお願いします。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） ふるさと納税の関係ですが、まずふるさと納税の予算の立て方なのですが、当初予算の立て方からご説明しますと前の年度の歳入の実績ですね、寄付実績の9割を見込んでまず歳入の予算を立てます。その歳入が入った時にそれぞれ受付サイトがあるのですが、それは委託料で支出する部分なのですが、それぞれの受付サイトの利用料の手数料率に基づいて歳出を算出します。それらの合計を歳出の予算として予算を計上するわけですが、よって歳入も歳出も大体前年度実績の大体9割で予算を見ております。それで年度途中で推移を見ながら増額補正をしていくのですが、したがいまして今年度も今のところはそれなりに順調に来ているので今後の歳入とか歳出の見込み額を算出して必要となる部分を今回補正したものとなっているのですが、ただ、ふるさと納税は12月がだんとつに額が大きくて、桁も一つ違うぐらい歳入が入ってきます。ですので、まだ予断は許しませんが今のところはそれなりに順調に来ているのかなと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） じゃあこの経費割合について変更になったと思うのですが、収入に対して50%範囲内で収まる見込みで委託料も増額されたという認識でよろしいですか。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 昨年10月にふるさと納税の制度の厳格化があって、ふるさと納税の経費として見なければいけない種類が増えています。その制度の厳格化になったものに基づいて歳出を見ていますので5割以内で収まるように考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ19、20ページで質疑はありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 19ページの一番下の町有施設管理経費ですが、町有施設ってどこなのですか。そして本年度の工事の実施は困難との判断をしたために減額補正になっていますけど。ということは、来年は実施できるという理解でよろしいのでしょうか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 今年度予定していました工事箇所ですが、主に公園の部分になります。それで街灯とポールですか、これらが先ほど副町長の説明にもありましたように納品までに最短で3か月かかるということになりまして冬期間になってしまうものですから、今年度の発注は諦めた。最終的に町長査定がこれからのものですから、その中でできれば来年度やっていきたいということをお願いしていこうと担当としては考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ21、22ページで質疑はありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 21ページの一番先の平和祈念式典参加経費ですが、今は何でも物価高の折に執行残というのは、これ誰か1人でも出席者が減ったための執行残なののでしょうか。それから今まで子どもたちが勉強してきたことを発表する機会があったのですが、公民館で発表して成長を本当に嬉しく思っていたのですが、そういった機会は今年無かったのですが、どうして無かったのか、今後どうするのかも合わせて伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 21ページ、平和祈念式典参加経費ですが、ここについては旅費ですので当初予算計上していた飛行機の運賃といったところですか、今年度、移動方法を便宜上ジャンボタクシー等で移動していたのですが、そこをより安くということで経費削減もさせていただいて、実績として29万8000円残となりましたので今回減額させていただくものです。それから発表会というか過去においては公民館等で議員がおっしゃられるとおり実施していましたが、コロナ禍等もありましてこの発表は参加者のそれぞれの所属する学校でやっていただいで、その成果について児童生徒に共有していただくという形で実施しています。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） この発表ですが、あびらチャンネルでも見ましたが。やっぱり大勢の前で発表することで子どもたちに勇気を与えるし、やりがいを感じてもらえるのかなと思うのですが。今後もそういう発表する機会は作らないと考えているのか伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 町民の皆さんに聞いていただくということも大変意義のあることだとは思いますが、ただ、参加いただいた児童生徒については事前学習、それからその当日、更には事後学習ということで開催し、ここの学校代表として参加いただいでいますので各校における報告、更に町民に対する発表会になりますと、かなり子どもたちにも負担をかけてしまう側面もありまして。過去にやっていたそういう機会は止めていますので、その辺についてはあびらチャンネルの放映ですとか、また直接的な発表ではありませんが写真展ということで各公民館を移動する形を取らせていただいでいますので、そのような形を取らせていただいたところです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 5項2目各種統計調査費の関係ですが、こちら業務の内容変わるものではないのではないかなと思うのですが、補正された要因がわからなくて。国や道の特定財源がマイナスされて一般財源、うちの持ち

出しが増えたということで、その差額分もわからないし国や道の特定財源として認められなかったというか振り替えられたのもなぜかわからないのですが、そこら辺の関係性をお願いします。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 各種統計調査費の指定統計調査事務経費の部分ですが。まず歳出の方からご説明をさせていただきますが、この内訳としては各種指定統計の市町村交付金額がまず決定されます。それによって消耗品とかの方で振り分けをすることで、当初予算から増額の決定があったので今回歳出は増額になっていますが、統計調査の内容としては今年度行っています家計構造調査があります。これの消耗品費のところが増額の決定となったということで2万8000円の増額。それと来年度実施されます国勢調査の調査区の設定という事務がありまして、これにかかる消耗品費が増額で8000円の増額となっていて、合計3万6000円需用費が増額となっています。

次にその下の通信運搬費ですが、こちらも今年度これから実施するものですが、農林業センサスがありまして、これの電話料等が増額の決定になりましたので2000円増額しています。

その下、使用料及び賃借料ですが、これは複写機いわゆるコピー機の使用料でして、こちらも農林業センサスにかかるコピー機の使用料の決定で5000円が増額になったのが歳出の内訳になっています。

歳入との整合性ですが、歳入の方は統計調査委託金というところで先ほどの家計構造調査、農林業センサスが既に決定されていた額、家計構造調査の方は変更決定で2万9000円増額になっているのですが、農林業センサスについては当初決定額より変更決定が今回一旦下がったところで45万1000円の減となっていて、差引42万2000円の減となっています。また、その下に歳入の方ですが国勢調査委託金で先ほどの調査区決定部分は統計調査とは別の国勢調査委託金の方で3000円増額となっているところでこういう歳入と歳出の状態となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） この枠が変わったことによって1回マイナス補正をして、また別から入るという理解でよろしいかどうか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 枠というか国の方の決定というところで、今回の農林業センサスのところで今回一旦下がったご説明は差し上げましたが、農林業センサス、これからちょうど昨日今日と説明会をやっていてこれから調査が始まるものなのですが。今後、実績に基づいて3月には最終的な交付決定がされるものと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） じゃあ最終交付決定がされた後は、うちからの持ち出しは無くなるという理解でよろしいですか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 統計調査についても委託事務となっていますので、基本的には町の持ち出しは無いということになっています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ23、24ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） まず23ページ、7目子ども医療費の部分の子ども医療費助成のところ。受診の件数が増ということだったのですが、大分増額になっているのですが。これ要因とか、子どもがちょっと増えて受診件数が増えたのか、そうではなくて単純に受診が増えたのかその辺の要因を掴んでいらっしやればお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） インフルエンザ・コロナの関係で受診数が増えている部分もありますが、所得制限を撤廃した部分がありまして、その方の

受給者が増えていますので、それで件数が増えたことになっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） わかりました。複合的な要因が重なったということではないですね。

24ページのところも1点聞きたいのですが、9目高齢者福祉費のところの福祉灯油特別対策事業のところですが、こちら申請率50%を見込んで件数も教えていただいたのですが、対象者に結構わからない方もいらっしゃるのので申請書を送るなどの何かそういう手立て、ご高齢の方だけでも送るという形にできないかどうか。申請主義なのでしょうけども、通知文を送るとか何かできないか伺います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 福祉灯油の関係でご質問いただいたわけですが。昨年も確か同じようなご質問をいただいていたかと思うのですが、その中で昨年度から広報あびらの周知の中でご連絡いただいた場合は申請書と返信用封筒をお送りしますというような方法と、あと代理申請もできますという周知も付け加えさせて周知をさせていただいています。今回、お年寄りのところだけでも周知できないのかというご質問だったと思うのですが、議員言われた中で申請主義というところがありまして、こちらについては高齢者の方についてはなかなか役場の方にお越しいただくとかは難しいのかなというところも認識していますが、これについては民生委員の方にもご協力をいただいて申請書の回収といった言い方がよろしくないのかもしれないですが、民生委員の方にご協力いただいて申請書を預かっていただいて提出していただくような方法も取っていますので、現在のところ、今のところはお宅の方にこちらからご案内差し上げるという考えは持ち合わせていません。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 毎年申請していたりする方は自分が対象とわかっているのですが、いろいろ家族構成が変わったとかそういう要因で今年からなります、今回からなりますという方もいらっしゃると思うのですよ。それだけで対象になるとか本人わかってなかったりとかする場合も結構あるので。役

場に単純に申請に来られないとか持っていけないのは民生委員さんに頼んでできるかもしれないですけど、そもそも自分が対象かどうか分からない方とかもいらっしゃるので、それならせめて今年変わって対象になるよという方だけでも通知したらいかがかなと思うのですが、そこら辺はいかがですか。

[小坂橋健康福祉課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） おっしゃるとおり毎年世帯の状況が変わっていきまして課税から非課税、非課税から課税になる方もいらっしゃいます。そして去年まではご自宅でいらっしゃったのですが今年からは施設に入ったとか入院されたといったケースもいろいろあってですね、なかなかそのタイミングで郵送差し上げるのもちょっと難しいのかなというところもありまして。一時的にお子さんのところに帰られている方もいらっしゃるという話もありますので、なかなかその辺の選別も難しいかなと考えています。今、ご提案いただいている部分も含めて今後なるべくというか該当する方にお手を煩わせないような方法も考えてみたいと思っておりますが、なかなかその申請主義というところもあって件数は把握していますが、そこに全戸でご案内するといったことも内部の方で一度検討してみたいと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ25、26ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ27、28ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ29、30ページで質疑はありませんか。

[三浦議員挙手]

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 29ページの6款1項5目の公共牧場整備事業の部分、ご説明いただいてピロプラズマ症で減収のためにご説明いただいたのです

が、こちら感染した要因などそのようなことは押さえていらっしゃるか、こちら辺含め農協さんから説明があったかどうか伺います。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 基本的にこのピロプラズマ症はマダニが原因で発生すると思っておりますが、これまで平成25年にも一度大量発生しています。それ以降、家畜保健衛生所の指導を受けながら牧場の維持管理に努めてきたところです。今回農協さんは当然、駆虫作業等毎月行ってきています。ここから想定の話になるのですが最近、近年による異常気象というか高温、そこが一つの原因。また有害鳥獣等による牧場内の侵入等が原因としては考えられるというお話を伺っていますが、完全に特定するには至っていない状況です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） ご指導も受けて感染対策をとってきたというふうにご説明いただいたのですが、今後もこの感染対策はしていかなければいけないのではないかと思うのですが、そこに対しては町として何か財政的な支援していく考えがあるかどうか、協議する余地があるかどうか伺います。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 今後の施設の運営委員会等でも協議する予定となっています。当面、家畜保健衛生所の指導に基づきながらやっていきたいと思いますが、場合によっては新たに鹿の防止策とかいろいろな意見が出てきた段階においては町長含めて協議させていただきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今、三浦議員と同じところですね。こことても優良なところで、町のお金が入らないできちんとやってきたという経緯があって、今こういう状況が生まれた経緯があって補助金を出さなけ

ればならない現状の中で、これもう一回指定管理のリスク分担含めて再度やり直したらスッキリしていいのではないかと思うのですが、その点の考え方どうですか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 指定管理の5年間の中で一応現状の協定に基づいてやらせていただきたいと思います。私たち今回この支援をしていくことにあたって一番、本来小笠原議員がおっしゃるように指定管理料が発生しない指定管理施設です。一つ災害的な要因という意味合いもあって今回支援を計上させていただきました。今後、次の協定に向けては議員がご指摘のとおり検討してまいりたいと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ31、32ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ33、34ページで質疑はありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 33ページの道路新設改良費のところ、3目ですね。この町道整備事業のこの工事請負費が相当額減っていますが、これ内容を詳しくお聞きしたいと思います。再度設計して執行を先送りするというような話だったと思うのですが、間違いなく実施するのかどうかも伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） こちらの追分市街4号線は追分小学校の坂の道路になります。令和6年度中に完成させる予定で予算も確保していましたが、資材高騰や納入にかかる、時間がかかると。約9か月ということなのですが。これで今年度の施工を断念して事業内容を精査した上、令和7年度に再度予

算計上をさせていただきたいと考えています。当初の設計では擁壁を立てて歩道を設置、造成する予定でしたが、もしこの擁壁を止めて用地買収をさせていただきながらこの擁壁を考えると不要になるということですので、現在、擁壁の背後地の土地所有者と土地の関係お話させていただいている最中です。もし、これがうまくいった時点で、またご報告申し上げながら補正予算で用地買収という形で持っていったらなど。令和7年度に工事をするというイメージでは考えています。以上です。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 今の工事は、前も言ったか知らんけど平成30年の時にも計画されたことで6年も先送りされていますので。これがまさか中止になるということはないだろうと思っています。私も何人かに話をして、父兄の方に喜んでいらっしゃる方もいらっしゃいますのでね。話をした私が中止となったら米川は嘘つきだというそしりを受けるような、そんなことは絶対に許されないと考えています、我慢できないと思っていますので、間違いなく実行していただきたいと思います。それで来年には計画がされるのかどうか、その辺の見通しはどうですか。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 米川議員には平成30年、ずっと要望されていまして我々もよしやるぞという状態の時に胆振東部地震が起きてしまったということで、そこからいろいろとコロナが発生してたくさん資材高騰とか人員不足とかいろんなことが起きて、なかなか前に進むことができなかったのですがようやく設計が完成して工事をするという段階で、これまたコロナの影響があって資材高騰とか今現在物を頼んでもなかなか手元に届かない時代になってきていまして。この資材の確保を延々と待っているのもあれなので、できればここは最短でできるような努力をして令和7年度中には完成させるという意気込みでいきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ35、36ページで質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 高山議員。
- 10番（高山正人君） 私は35ページの住宅建設費の中の遠浅駅前公住の改修工事の執行残なのですが。結構余っているのですが、この執行残ちょっと多いと思って。何か工事を省いたとかいったことはないのか。それだけ確認させてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） こちらの工事については2つの工事がありまして、外壁の塗装の工事と屋上防水の工事、2つの工事がありましてその合計となっています。
- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ37、38ページで質疑はありませんか。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） 38ページの体育施設費のところ、結構大きなお金が修繕料ということでかかっているのですが、もう一度内容をお願いします。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 修繕料258万5000円の件かと思いますが、ここについてはスポーツセンターアイスアリーナ、リンクの周りにフェンスで囲っている状況なのですが、そのフェンスが経年劣化等により若干歪みが出てきてしまってドア等の開けづらさもあるのですが、一番が何枚か組み合わせてフェンスをやっているのですが、歪みが出て突起とか段差が出てしまった状況がありまして、ここにつきましては競技の特性上、そこに身体が直接当たると骨折等の危険もあることから今回補正予算を計上させていただいたところです。

〔内藤議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 内藤議員。
- 9番（内藤圭子君） ホッケーってフェンスにぶつかりながら試合をするのですが、そういうことでフェンスが動いてしまったということでもいいですか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 長年によるところもあるので身体が直接というより製氷車を、走ってリンク整備をするのですが、そこ極力圧力がかからないようにやっちはいるのですが、どうしても特性上若干触れたりするので、そこが長年使うことによって歪みになってきたものと考えています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり） なければ39、40ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 40ページの12款給与費の部分の職員等人件費のところですが、給料の部分。再任用の方の給料が短時間からフルタイムに変わったためとご説明を受けたのですが、その要因とその業務内容含め伺います。

〔岡総務課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課長。
- 総務課長（岡康弘君） こちらについては1名の短時間再任用がフルタイムに4月からなったというもので、業務について税務住民課の環境関係といった業務の担当者です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 業務量が増えたことによって時間を長くして働いてもらうことにしたということでしょうか。

〔岡総務課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課長。
○総務課長（岡康弘君） そのとおりです。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳出の質疑に入りますが、ここで15時30分まで休憩とします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時30分

- 議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。
休憩前の令和6年度安平町一般会計補正予算の歳出の質疑は終わりましたので歳入の質疑を行います。
8ページをお開きください。8、9ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ10、11ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ12、13ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
○7番（三浦恵美子君） 13ページ、1項財産運用収入の2目利子及び配当金の備荒資金の配分金の部分ですが、マイナス補正されている部分は超過納付金部分でいいかという確認をさせてください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問になりますが、今回の納付金での減額補正については、普通納付金と超過納付金、この2つを合算するものとして配分率があります。こちらの配分率が変わったことによる合算したところで今回3万9000円ほど減額補正をしているという流れになっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 普通納付金は支障してなくて、なおかつ1%と配分率変わっていないので。変動がある可能性がある超過納付金部分だけかなと思ったのですが。これは普通と合算したものという認識なのでしょうか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 失礼しました。超過納付金の利率のところは昨年度の超過納付金の利率を当初予算算定してしまして、その変動によるものでした。大変失礼しました。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今後ですが、これ超過納付金分とかって一言入るとわかりやすいかなと思うのですが、そういうことが可能かどうかお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 人がやることなので可能なかとは思いますが、今までのルールと言いますかこういった補正予算に計上している形があります。ただ、今まで従前からご議論いただいたようにわかりやすい見えやすい予算だったり決算といったものを考える上では、今後の材料としてはいただきたいと考えていますが、今の段階ではまずは現行のまま進めさせていただければと。あと、もし必要でしたら私の方にご確認いただければその辺の説明をさせていただきますので、引き続きよろしく申し上げます。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ14、15ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ16ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わり、4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正と第3表地方再補正の追加、次のページ、5ページ地方債補正の変更と廃止について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） エアコンの設置費用の補正が5台分されたと思うのですが、こちら設置する場所の選定はどのように行ったのか。要望されたところを最優先に付けたのか、それとも町が優先と考える場所に付けたのか、その辺の部分をお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 今回のエアコンについては企業版のふるさと納税の物納型という、物で寄付をいただく形でのものです。今回エアコンを5台頂戴いたしましたところですが、物については、これからエアコンをいただく形になるものですから今補正の中で計上させていただいたところですが、設置場所になりますが、エアコンについては家庭用のルームエアコンのタイプなものですから、その施設の規模ですとか形状といったところを私どもの方で確認などさせていただきまして、設置可能なところを今回選定させていただ

いたところでは、今回の5か所については、まず1か所目が追分クリニックになります。2つ目がぬくもりセンターの休憩室のところになります。3つ目が消防の追分支所になります。4つ目がラピアになります。5つ目が安平の交流センター。この5か所がエアコンの能力といったものを確認しながら、この5か所に今回設置させていただくという形になっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 町有施設の場合はあれなのですが、例えば委託をして建物は町だけれども、運営をやってもらっている追分クリニックさんなんかは例えばですが維持管理費含めどのように負担になってくるのか、その辺のところお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 現実的な管理については、施設は町の所有となっておりますが、維持管理については使用しています追分クリニック様の方にお問い合わせの形になってこようかなと思っています。あと修繕等々については、その金額とか修繕の度合いによつての協議になろうかと認識しています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） そちら辺は設置先の追分クリニックさんの了承を得て協議で決める部分もあるけれども、基本管理に関してはご負担いただくということで了承を得ているのかどうかお願いします。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） 今回、あびら追分クリニックの方に1台設置させていただきますが、これは待合室の方に設置していただくことになっていまして、クリニック側と場所も含めて選定させていただいて今後の維持管理の部分についても了承を得た中で設置ということで今回予算計上させていただいているところです。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) なければ総括的な質疑を終了し、質疑を終わります。
次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。
これから議案第7号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議案第8号

- 議長(多田政拓君) 日程第15、議案第8号 令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

- 議長(多田政拓君) 健康福祉課長。
○健康福祉課長(阿部充幸君) 議案第8号朗読

議案第8号

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

保険基盤安定負担金等の減額により、令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

議案第8号

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,586千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ870,579千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

はじめに歳出のご説明をいたします。7ページをお開きください。

1款総務費1項2目連合会負担金は、負担金の確定に伴う増額となります。
6款保健事業費1項2目特定健康診査等事業費は、受診者数の増に伴う補正となります。

7ページから8ページにわたる7款諸支出金1項5目償還金は、令和5年度の特健診実績に係る超過交付分の返還金となります。

9款基金積立金1項1目基金積立金は、歳入歳出補正に伴う財源補正となります。

次に歳入をご説明いたします。5ページをお開きください。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金1節及び2節は国保基盤安定負担金の確定に伴う減額、3節未就学児均等割保険税繰入金及び6節財政安定化支援事業繰入金は実績確定に伴う減額、8節産前産後保険税繰入金は実績に伴う増額となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1458万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7057万9000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

- 議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出7ページをお開きください。7、8ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
○7番（三浦恵美子君） 7ページ、6款保険事業費の特定健診等事業経費、こちら受診者が増えたことによる増だというふうにご説明を受けたのですが、実際に何人分増えたのか、まずお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 人数については病院健診分が6名で、センター健診分が7名となっています。実際増えた要因としては若年者が増えたことによる増額となっています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
○7番（三浦恵美子君） こちら当初はどれぐらいの人数を見込んで予算計上されていたか伺いたいのですが、よろしくお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 当初は病院健診分が156人、センター健診分が合わせて112人、バス健診分が252人、合計520名が特定健診分として見込んでいました。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 増えたことは良いことなのですが、若年層へのアプローチを特段何か変わったことをされたのか、その他の要因があるのか、その辺も確認取ればお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 今現在、特段そこについてアプローチをしている部分はないのですが。ただ、生活習慣病の部分で、そこがどんどん介護に移行していく部分で、そこが国保データベースシステムを分析することでわかってきた部分もあるので、やはり40歳からの健診に力を入れていかないとそこが生活習慣病になって、高齢期に向かって生活習慣病が重症化すると。それをまた放っておくと最終的には介護になっていくというサイクルがありますので。そこを断ち切るためにも40歳の部分ではそういったアプローチをしていかなければならないところで力を今後入れていくこともありますし、後期高齢者医療の健診についても、今後そこはこのあと新年度の予算を3月に提案させていただく部分もありますが、そういった部分も後期高齢者の部分で予算措置してくれる部分もありましたので、今後はそういった形でやっていくのと、本当に考えていくと幼少期からのライフコースアプローチといった部分もしっかりやっていかないと最終的に介護の部分でなかなか難しい、介護予防をいくらやってもなかなか効果が上がらないので、そういったところも力を入れて検討している部分があります。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 議案第9号

○議長(多田政拓君) 日程第16、議案第9号 令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 議案第9号朗読

議案第9号

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和6年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額等により、令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1

項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

議案第9号

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,676千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,650千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

はじめに歳出のご説明をいたします。6ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入2款保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額です。

次に歳入のご説明をいたします。5ページをお開きください。

2款繰入金は保険基盤安定負担金の確定により減額するものです。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ467万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6865万円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出から行います。歳出6ページをお開きください。6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。5ページをお開きください。5ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。
次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。
これから議案第9号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第17 議案第10号

○議長（多田政拓君） 日程第17、議案第10号 令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第10号朗読

議案第10号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提

出する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

保険給付費の増額等により、令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書をご覧ください。

議案第10号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(保険事業勘定歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,227千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,104,882千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

はじめに歳出からご説明します。10ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費は会計年度任用職員のフルタイム化等による補正となります。11ページにわたる2項1目介護認定審査会費1節から4節までは会計年度任用職員のフルタイム化等による補正となります。11節役務費は郵便料金の改定による増額となります。3目認定審査会共同設置負担金は東胆振3町介護認定審査会経費の増による補正となります。

12ページにわたる2款保険給付費1項介護サービス等諸費から4項高額介

護サービス等費まではサービス利用者の増による補正となります。

13ページ、3款地域支援事業費3項1目包括的支援事業・任意事業費は在宅医療・介護連携推進事業委託料の最低賃金の改定に伴う増額補正となります。

5款予備費1項1目保険給付予備費につきましては、歳入歳出補正に伴う財源補正となります。

次に歳入をご説明いたします。5ページをお開きください。

2款分担金及び負担金1項1目認定審査会負担金は歳出1款の増額に伴う補正となります。

6ページにわたる4款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は歳出2款の増額に伴う補正となります。2項1目調整交付金は歳出2款の増額に伴う補正となります。3目地域支援事業交付金は歳出3款の増額に伴う補正となります。

7ページにわたる5款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は歳出2款の増額に伴う補正となります。

6款道支出金1項1目介護給付費負担金は歳出2款の増額に伴う補正となります。8ページにわたる2項2目地域支援事業交付金は歳出3款の増額に伴う補正となります。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金は歳出2款の増額に伴う補正となります。3目地域支援事業繰入金は歳出3款の増額に伴う補正となります。9ページにわたる5目その他一般会計繰入金は歳出1款の増額に伴う補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ527万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億488万2000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。保険事業勘定歳出10ページをお開きください。10、11ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ12、13ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ7、8ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ9ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長(多田政拓君) お諮りします。会期延長の件の日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎ 追加日程第 1

○議長（多田政拓君） 追加日程第 1 会期延長についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日までと議決されていますが、議事運営の都合により12月20日金曜日まで延長したいと思います。これに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって会期は12月20日まで延長することに決定しました。

◎ 日程第18 議案第11号

○議長（多田政拓君） 日程第18、議案第11号 令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 議案第11号朗読

議案第11号

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）について

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

配水管移設工事の費用及び補償費の確定等により、令和6年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第11号

令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和6年度安平町の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

第2条では収入の第1款水道事業収益は起債利子償還にかかる繰出額の確定により3万5000円を増額し、収益的収入の総額を4億366万2000円とするものです。支出の第1款水道事業費用は、水道施設管理にかかる修繕費等の追加により444万7000円を増額し、収益的支出の総額を3億6227万8000円とするものです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「84,633千円」を「84,565千円」に、減債積立金「33,820千円」を「33,752千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

第3条では収入の第1款資本的収入は、配水管移設工事にかかる補償費等の追加により1288万6000円を増額し、資本的収入の合計を7223万4000円とするものです。

次ページ、支出の第1款資本的支出は配水管移設工事費等の追加により1281万8000円を増額し、資本的支出の合計を1億5729万9000円とするものです。

それでは今回の補正予算について5ページの令和6年度安平町水道事業会

計補正予算事項別明細書（第4号）により詳細を説明します。

資本的収入1款水道事業収益2項2目補助金は起債償還利子の財源として一般会計から繰り入れているもので、起債利子の繰出基準額確定に伴い償還利子分3万5000円を増額補正するものとなります。

6ページの収益的支出1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費2節光熱水費は、電気料金の値上げ及び国の電気価格激変緩和対策事業の一時中止により浄水場他水道施設の運転にかかる電気料金に不足が見込まれることから192万5000円を増額補正するものです。3節修繕料は配水管の漏水修繕やマクロ化施設の整備等を実施したことにより、今後水道施設の維持にかかる修繕費の不足が見込まれることから243万円を増額補正するものです。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、起債利率の見直しによる利子償還額の確定により9万2000円増額補正を行うものです。

続きまして7ページの資本的収入、1款資本的収入2項1目他会計負担金は起債償還元金の財源として一般会計から繰り入れているもので、起債元金の繰出基準額確定に伴い償還元金分7万1000円を増額補正するものです。2目工事負担金は北海道電力ネットワーク株式会社が発注する千歳美々地区電力供給事業により遠浅酪農1号線に埋設している安平町の水道配水管4か所が送電線埋設工事の支障となることから、この配水管4か所の移設工事に関わる財源として工事費同額となる工事補償金1281万5000円を増額補正するものとなります。なお、移設工事の詳細については添付資料に工事箇所を明記していますのでご参照願います。

8ページの資本的支出1款資本的支出1項1目配水設備改良費3節工事請負費は、収入で説明した送電線の埋設工事に伴い遠浅酪農1号線に敷設している配水管4か所延長103mの移設工事を行うため1281万5000円を増額補正するものとなります。2項1目企業債償還金は起債利率の見直しによる元金償還額の確定により3000円を増額補正するものとなります。なお、1ページから4ページにわたる令和6年度安平町水道事業会計補正予算実施計画（第4号）については、これまで説明した補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願ひします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本件については第1条の総則から第3条資本的収入及び支出まで、一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第19 議案第12号

○議長(多田政拓君) 日程第19、議案第12号 令和6年度安平町下水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[佐々木水道課長挙手]

○議長(多田政拓君) 水道課長。

○水道課長(佐々木貴之君) 議案第12号朗読

議案第12号

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算(第4号)について

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算(第4号)を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

起債の貸付利率確定等により、令和6年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第12号

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和6年度安平町の下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条収入の第1款下水道事業収益は、起債の利子償還にかかる繰出額の確定及び児童手当の拡充に伴う財源調整により24万3000円増額し、収益的収入の総額を6億8291万5000円とするものです。支出の第1款下水道事業費用についても起債の利子償還にかかる繰出額の確定及び児童手当の拡充に伴う財源調整に伴い22万3000円増額し、収益的支出の総額を6億5465万1000円とするものです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

令和6年12月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

第3条では収入の第1款資本的収入、他会計負担金は起債償還元金にかかる繰出額の確定、増額により1万4000円増額し、資本的収入の合計を3億9240万円とするものです。

支出の第1款資本的支出、企業債償還元金は起債償還元金にかかる繰出額の確定により1万4000円増額し、資本的支出の合計を4億2149万2000円とするものです。

それでは今回の補正予算について、5ページの令和6年度安平町下水道事業会計補正予算と事項別明細書（第4号）により詳細を説明します。

収益的収入1款下水道事業収益2項1目他会計負担金は起債の貸付利子見直しによる利子償還額の確定により16万3000円増額、児童手当経費は令和6年10月から児童手当の支給対象延長などにより職員の児童手当が不足になることから財源調整のため8万円を増額補正するものです。

6ページの収益的支出1款下水道事業費用1項1目環境費2節職員手当は児童手当の支給対象延長などにより6万円を増額、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費1節企業債利息は起債の貸付利率見直しによる利子償還額の確定により16万3000円増額補正するものです。

続きまして7ページの資本的収入1款資本的収入4項1目他会計負担金は、起債貸付利率見直しによる元金償還額の確定により1万4000円増額補正するものです。

8ページの資本的支出1款資本的支出2項1目企業債償還金1節公共下水道事業企業債償還金は、起債の貸付利率見直しによる元金償還額の確定により1万4000円増額するものです。なお、1ページから4ページにわたる令和6年度安平町下水道事業会計補正予算実施計画（第4号）については、これまで説明した補正予算額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本補正については第1条の総則から第3条資本的収入及び支出まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑がなければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎ 延会宣告

○議長（多田政拓君） お諮りします。本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会します。なお、明日は午前10時に再開しますのでご参集願います。本日はご苦労様でした。

閉会 午後 4時10分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
